

第3編 武力攻撃事態等への対処

第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置

多数の死傷者が発生したり、建造物が破壊される等の具体的な被害が発生した場合には、当初、市は、武力攻撃事態等や緊急処理事態の認定が行われる前の段階においても、住民の生命、身体及び財産の保護のために、現場において初動的な被害への対処が必要となる。

また、他の市町村において武力攻撃の被害が発生している場合や何らかの形で武力攻撃の兆候に関する情報が提供された場合においても、事案発生時に迅速に対応できるよう、即応体制を強化しておくことが必要である。

このため、そのような事態において初動体制を確立し、関係機関からの情報等を迅速に集約・分析して、その被害の態様に応じた応急活動を行っていくことの重要性にかんがみ、市の初動体制について、以下のとおり定める。

1 事態認定前における初動措置 (各局区)

事態の発生当初は、その事態が何に起因するものなのか、また、その態様や被害の規模等の詳細が不明であることが多い。このため、事態に関する詳細な情報が把握されていない段階で、住民の避難や災害の拡大防止に関し、迅速かつ適切な初動対応を確保するため必要と判断した場合には、市地域防災計画に基づき、災害対策本部や緊急災害対策実施本部を設置して初動対応をとる。

ただし、事態認定につながる可能性があると考えられる事態が発生した場合、そのような事態が発生する恐れがあるとの通報又は通知を受けた場合又は国から道を通じて警戒態勢の強化等を求める通知や連絡があった場合は、情報連絡室又は緊急事態連絡室を設置する。

(1) 情報連絡室の設置

市の全局区での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合は、情報連絡室を設置し、情報収集を行うとともに、各方面と連絡調整に当たる。

(2) 緊急事態連絡室の設置

市の全局区での対応が必要な場合は、市としての的確かつ迅速に対処するため、緊急事態連絡室を設置し、その旨を道に連絡する。

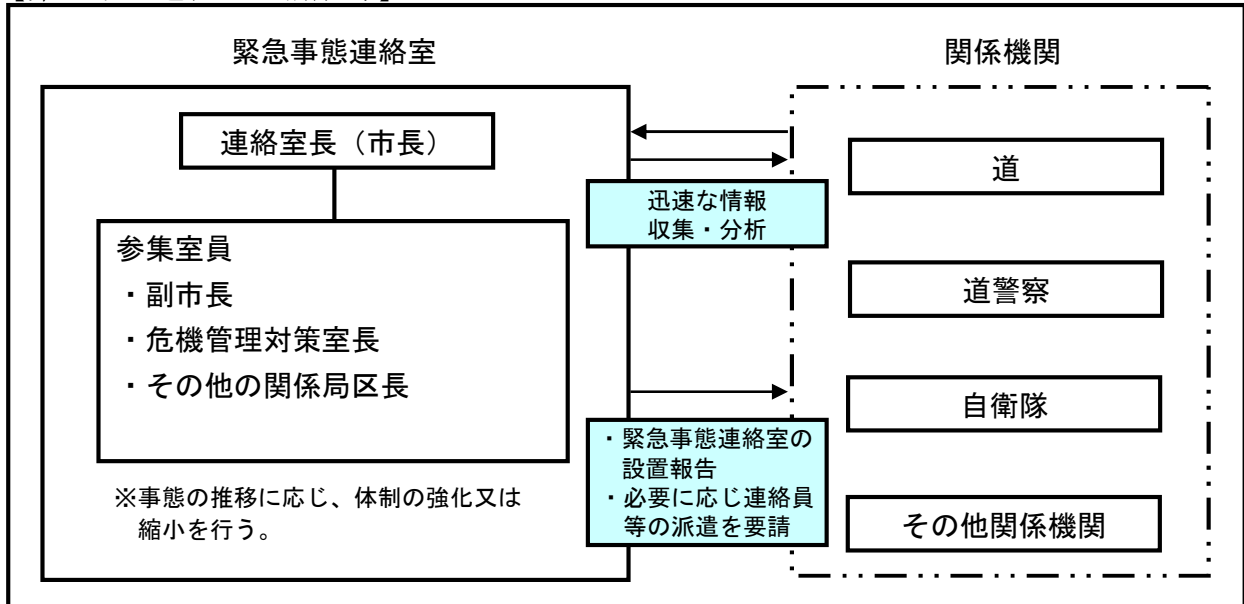
緊急事態連絡室は市対策本部体制に準じた体制とするが、個別の事態の状況に応じ、危機管理対策室を中心として、事案発生時の対処に必要な人数の要員により構成することとし、事態の推移により体制の強化又は縮小を行う。

なお、緊急事態連絡室は、当該事案に係る情報収集に努め、国、道、指定公共機

関、指定地方公共機関等の関係機関に対して迅速に情報提供を行い、連絡調整に当たる。

この場合、緊急事態連絡室は、迅速な情報の収集及び提供のため、現場との通信を確保する。

【緊急事態連絡室の構成等】



(3) 初動措置の確保

市は、緊急事態連絡室において、各種の連絡調整に当たるとともに、消防法（昭和23年法律第186号）に基づく火災警戒区域又は消防警戒区域の設定あるいは消火・救助・救急活動状況を踏まえ、必要により、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）等に基づく避難の指示、警戒区域の設定、救急救助等の応急措置を行う。また、市長は、国、道等から入手した情報を関係機関へ提供するとともに、各局区に必要な指示を行う。

市は、警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）に基づき、警察官が行う避難の指示、警戒区域の設定等が円滑になされるよう、道警察と緊密な連携を図る。

(4) 関係機関への支援の要請

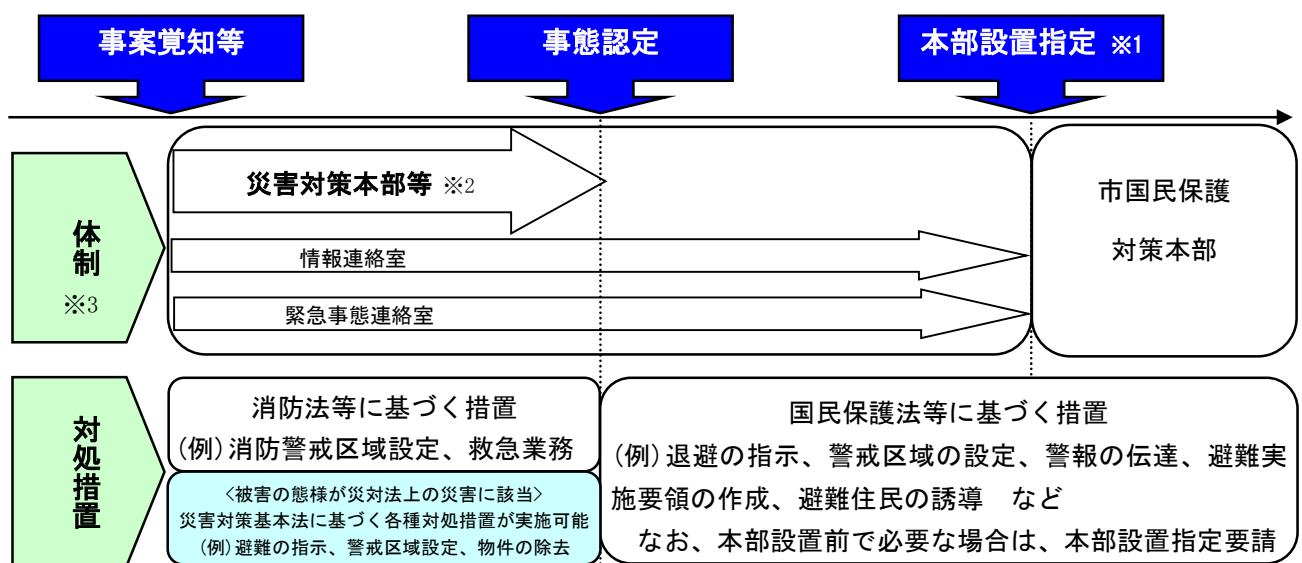
市長は、事案に伴い発生した災害への対処に関して、必要があると認めるときは、道や他の市町村等に対し支援を要請する。

(5) 対策本部への移行に要する調整

緊急事態連絡室を設置した後に政府において事態認定が行われ、市に対し、市町村対策本部を設置すべき市町村の指定の通知があった場合は、直ちに市対策本部を設置して新たな体制に移行するとともに、緊急事態連絡室を廃止する。

【災害対策基本法との関係】

災害対策基本法は、武力攻撃事態等及び緊急処理事態に対処することを想定した法律ではない。従って、多数の人を殺傷する行為等の事案に伴い発生した災害に対処するため、災害対策基本法に基づく市災害対策本部が設置された後に、政府において事態認定が行われ、市町村対策本部を設置すべき市町村の指定の通知があった場合には、直ちに市対策本部を設置し、市災害対策本部を廃止するものとする。また、市対策本部長は、市対策本部に移行した旨を市関係局区に対し周知徹底する。市対策本部の設置前に災害対策基本法に基づく避難の指示等の措置を講じている場合には、既に講じた措置に代えて、改めて国民保護法に基づく所要の措置を講ずるなど必要な調整を行うものとする。



※1 事態認定と本部設置指定は、同時の場合も多いと思われるが、事態に応じて追加で本部設置指定する場合は、事態認定と本部設置指定のタイミングがずれることになる。
 ※2 被害の態様が、自然災害、大規模な火災、爆発及び放射性物質の大量放出等の災害対策基本法上の災害に該当する場合に設置
 ※3 事案覚知から本部設置指定までは、状況に応じて適切な体制を選択する。

2 事態認定後において、本部設置の指定がなかった場合の対応 (各局区)

市は、武力攻撃事態等の認定が行われたが当該市に関して対策本部を設置すべき指定がなかった場合等において、市長が不測の事態に備えた即応体制を強化すべきと判断した場合には、情報連絡室を設置し、又は、緊急事態連絡室を設置して、即応体制の強化を図る。

この場合において、市長は、情報連絡体制の確認、職員の参集体制の確認、関係機関との通信・連絡体制の確認、生活関連等施設等の警戒状況の確認等を行い、当該市の区域において事案が発生した場合に迅速に対応できるよう必要に応じ全庁的な体制を構築する。

また、市長は、事案が発生した場合は、必要に応じて国民保護法に基づき、退避の指示、警戒区域の設定、対策本部設置指定の要請などの措置等を行う。

第2章 市対策本部の設置等

市対策本部を迅速に設置するため、市対策本部を設置する場合の手順や市対策本部の組織、機能等について、以下のとおり定める。

1 市対策本部の設置 <本部事務局、各部(区本部を含む。以下同じ)>

(1) 市対策本部の設置の手順

市対策本部を設置する場合については、次の手順により行う。

① 市町村対策本部を設置すべき市町村の指定の通知

市長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び知事を通じて市町村対策本部を設置すべき市町村の指定の通知を受ける。

② 市長による市対策本部の設置

指定の通知を受けた市長は、直ちに市対策本部を設置する。

なお、事前に情報連絡室又は緊急事態連絡室を設置していた場合は、市対策本部に切り替えるものとする（前述）。

③ 市対策本部員及び市対策本部事務局員等の参集

市対策本部担当者は、市対策本部員、市対策本部事務局員等に対し、防災に係る連絡体制を活用し、市対策本部に参集するよう連絡する。

④ 市対策本部の開設

市対策本部担当者は、市庁舎内に市対策本部を開設するとともに、市対策本部に必要な各種通信システムの起動、資機材の配置等必要な準備を開始する（特に、関係機関が相互に電話、ファックス、電子メール等を用いることにより、通信手段の状態を確認）。

市長は、市対策本部を設置したときは、市議会に市対策本部を設置した旨を連絡する。

⑤ 交代要員等の確保

市は、防災に関する体制を活用し、交代要員、食料、燃料、自家発電設備及び仮眠設備の確保等を行う。

⑥ 本部の代替機能の確保

市は、市対策本部が被災した場合等市対策本部を市庁舎内に設置できない場合には、消防局庁舎内に設置する。

なお、事態の状況に応じ、市長の判断により他の場所に設置することができる。

また、市区域外への避難が必要で、市の区域内に市対策本部を設置することができない場合には、知事と市対策本部の設置場所について協議を行う。

(2) 市町村対策本部を設置すべき市町村の指定の要請等

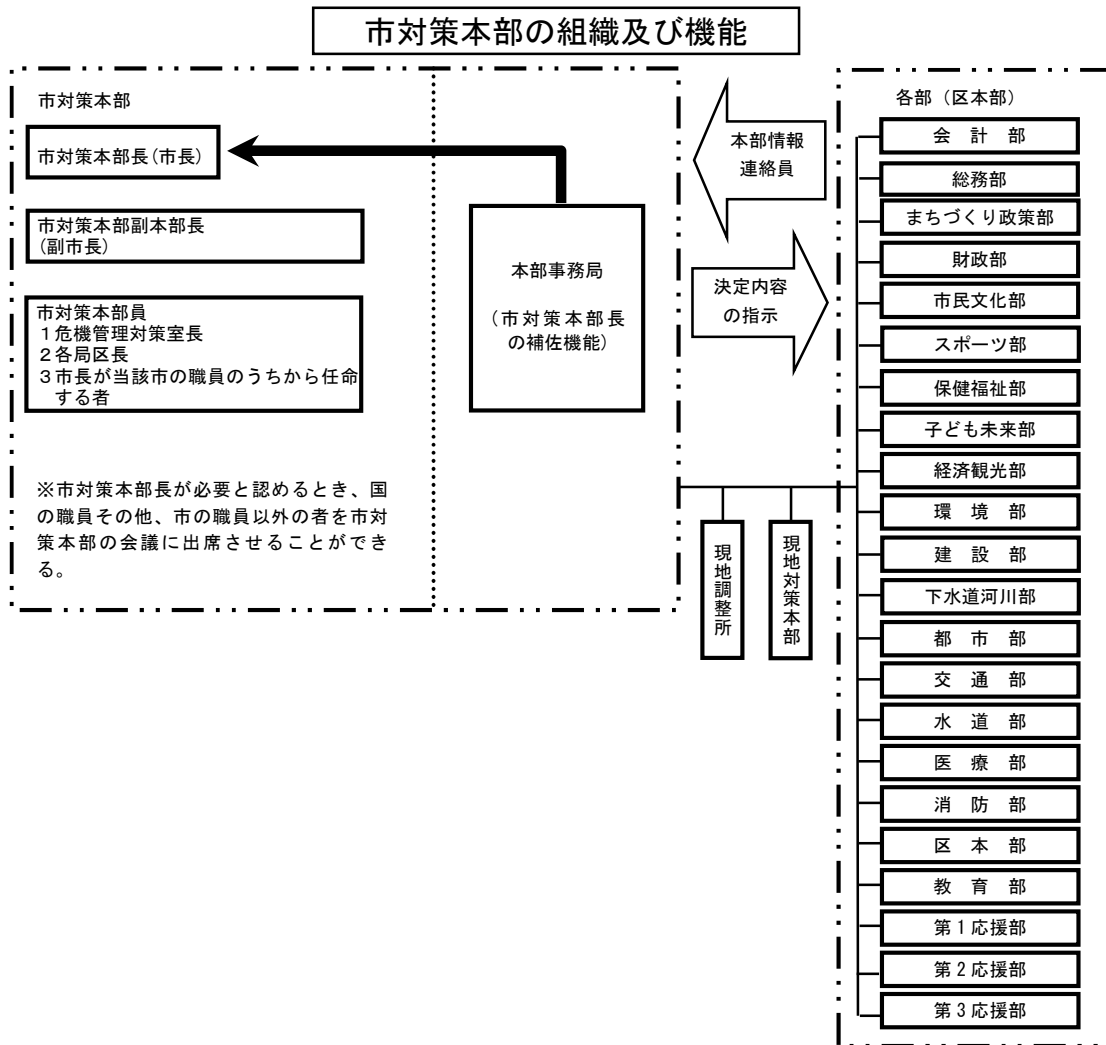
市長は、市が市町村対策本部を設置すべき市町村の指定が行われていない場合において、市における国民保護措置を総合的に推進するために必要があると認める場合には、知事を経由して内閣総理大臣に対し、市町村対策本部を設置すべき市町村に札幌市を指定するよう要請する。

(3) 市対策本部の組織構成及び機能

市対策本部の組織構成及び各組織の機能は以下のとおりとする。

① 市対策本部の組織及び機能の概要

市対策本部における決定内容等を踏まえて、各部において措置を実施するものとする（市対策本部には、各部(区本部を除く。)から本部情報連絡員を派遣して、円滑な連絡調整を図る。）。



② 本部事務局（対策本部長の補佐機能）の編成

編 成	機 能
統括・庶務班	<ul style="list-style-type: none"> 対策本部会議の運営に関する事項 情報班が収集した情報を踏まえた対策本部長の重要な意思決定に係る補佐 対策本部長が決定した方針に基づく各班に対する具体的な指示 他の市町村に対する応援の求め、道への緊急消防援助隊の派遣要請及び受入等広域応援に関する事項 市が行う国民保護措置に関する調整 道対策本部長に対する総合調整の要請等 道を通じた指定行政機関の長等への措置要請、自衛隊の部隊等の派遣要請に関する事項 対策本部員及び対策本部事務局員のローテーション^(*)管理 対策本部員の食料の調達等庶務に関する事項
情報班	<ul style="list-style-type: none"> 以下の情報に関する国、道、他の市町村等関係機関からの情報収集、整理及び集約 <ul style="list-style-type: none"> ○ 被災情報 ○ 避難及び救援の実施状況 ○ 災害への対応状況 ○ 安否情報 ○ その他統括班等から収集を依頼された情報 市対策本部の活動状況や実施した国民保護措置等の記録 通信回線及び通信機器の確保
（本部情報連絡員）	<ul style="list-style-type: none"> 所管部及び各区本部からの災害情報等の収集 住民及び報道機関へ提供する情報の収集

※ 本部情報連絡員は、本部事務局員から除く。

③ 市対策本部の各部等における武力攻撃事態等における業務

部の名称 （局区名）	武力攻撃事態等における業務
本部事務局 （危機管理対策室）	<ul style="list-style-type: none"> 国民保護対策本部に関すること 通信体制の確保に関すること 道、指定地方行政機関、指定地方公共機関等との連絡調整に関すること 危険情報等の収集、分析、提供に関すること 赤十字標章及び特殊標章の交付、管理に関すること 警報・避難の指示・緊急通報の伝達等に関すること 避難実施要領の策定に関すること 被災情報の収集、提供に関すること 安否情報の収集、提供に関すること 生活関連等施設の安全対策の支援に関すること その他各局区に属さない国民保護措置等に関すること など
会計部 （会計室）	<ul style="list-style-type: none"> 国民保護措置の実施に要する費用の出納に関すること 関係金融機関等との連絡調整に関すること

(*) ローテーション
交代勤務体制の管理

総務部 (総務局)	<ul style="list-style-type: none"> 被災状況や市対策本部における活動内容の公表、報道機関との連絡調整、記者会見等対外的な広報活動に関すること 国民保護に係る広報及び広聴の総合調整に関すること 市役所本庁舎の管理保全及び災害対策車両（交通局車両を除く。）の確保等に関すること 各国大使館等との連絡及び調整に関すること 国民保護に係る中央関係機関との連絡調整に関すること 国民保護措置に係る職員の公務災害補償に関すること 国民保護措置に係る派遣職員の身分取扱いに関すること など
まちづくり政策部 (まちづくり政策局)	<ul style="list-style-type: none"> 復旧計画の総合調整に関すること 避難時における交通関係機関との調整に関すること など
財政部 (財政局)	<ul style="list-style-type: none"> 国民保護対策予算その他財政に関すること 被災者に対する市税の減免及び徴収猶予に関すること など
市民文化部 (市民文化局)	<ul style="list-style-type: none"> 地域住民組織等との連携協力体制の調整に関すること 日本赤十字社北海道支部との連絡調整に関すること 生活必需物資等の需給安定対策に関すること 文化に係る武力攻撃災害対策に関すること など
スポーツ部 (スポーツ局)	<ul style="list-style-type: none"> スポーツ施設に係る災害対策に関すること
保健福祉部 (保健福祉局)	<ul style="list-style-type: none"> 医療機関との連絡調整及びこれらに対する支援の要請に関すること ボランティア団体等の受入れ及び配置計画に関すること 医療救護班の編成、医薬品等の供給体制に関すること 赤十字標章等（特殊標章等を除く）の交付等に関すること 高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者の安全確保及び支援体制に関すること 所管施設の被害状況の調査及び応急対策並びに入所者の救護対策に関すること 武力攻撃災害に係る保健衛生に関すること 死体の処理並びに火葬及び埋葬に係る調整に関すること など
子ども未来部 (子ども未来局)	<ul style="list-style-type: none"> 所管施設の被害状況の調査及び応急対策並びに入所者の救護対策に関すること
環境部 (環境局)	<ul style="list-style-type: none"> 廃棄物の処理に関すること 武力攻撃災害時における環境保全及び公害防止対策に関すること など
経済観光部 (経済観光局)	<ul style="list-style-type: none"> 商工団体等との連絡調整に関すること 緊急生活物資等の調達及び運送に関すること 労働団体との連絡調整に関すること など 観光に係る武力攻撃災害対策に関すること など
建設部 (建設局)	<ul style="list-style-type: none"> 道路等の被災対策の総合調整に関すること 災害時における雪対策に関すること

下水道河川部 (下水道河川局)	<ul style="list-style-type: none"> 河川等の被災対策の総合調整に関する事 下水道施設の被害状況の調査及び復旧に関する事 など
都市部 (都市局)	<ul style="list-style-type: none"> 市営住宅の被害状況の調査及び復旧に関する事 応急仮設住宅の建設に関する事 被災建物の危険度判定等に関する事 など
交通部 (交通局)	<ul style="list-style-type: none"> 所管する車両及び施設の被害状況の調査並びに応急対策に関する事 乗客の避難誘導に関する事 など
水道部 (水道局)	<ul style="list-style-type: none"> 水の安定供給に関する事 応急給水に関する事 所管施設の保全及び復旧に関する事 など
医療部 (病院局)	<ul style="list-style-type: none"> 国民保護措置に係る医療に関する事 など
消防部 (消防局)	<ul style="list-style-type: none"> 警戒区域の設定 消火・救急・救助活動に関する事 消防団活動に関する事 など
区本部 (各区)	<ul style="list-style-type: none"> 警報の伝達に関する事 避難誘導に関する事 避難所の開設・運営等に関する事 被災及び安否情報の収集等に関する事 自主防災組織、地域住民組織等との調整に関する事 その他国民保護措置に関する事 など
教育部 (教育委員会)	<ul style="list-style-type: none"> 所管施設の被害状況の調査及び応急対策に関する事 所管施設の避難所としての供用に関する事 園児、児童及び生徒の保護及び応急教育に関する事 など
第1応援部 (選挙管理委員会事務局、議会事務局)	<ul style="list-style-type: none"> 市議会議長、副議長及び各派への連絡に関する事 緊急応援に関する事 など
第2応援部 (人事委員会事務局)	<ul style="list-style-type: none"> 緊急応援に関する事 など
第3応援部 (監査事務局、農業委員会事務局)	<ul style="list-style-type: none"> 緊急応援に関する事 など

(4) 市対策本部における広報等

市は、武力攻撃事態等において、情報の錯綜等による混乱を防ぐために、住民に適時適切な情報提供や行政相談を行うため、市対策本部における広報広聴体制を整備する。

① 広報責任者の設置

武力攻撃事態等において住民に正確かつ積極的に情報提供を行うため、広報を一元的に行う「広報責任者」を設置する。

② 広報手段

広報誌、テレビ・ラジオ放送、記者会見、問い合わせ窓口の開設、ホームページ、広報車等のほか様々な広報手段を活用して、住民等に迅速に提供できる体制を整備する。

③ 留意事項

- ア 広報の内容は、事実に基づく正確な情報であることとし、また、広報の時機を逸することのないよう迅速に対応すること
- イ 対策本部において重要な方針を決定した場合など広報する情報の重要性等に応じて、可能な限り本部長（市長）自らが記者会見を行うよう努めること
- ウ 道と連携した広報体制を構築すること

④ 関係する報道機関

札幌市における関係報道機関は、資料編に記載する。

(5) 市現地対策本部の設置

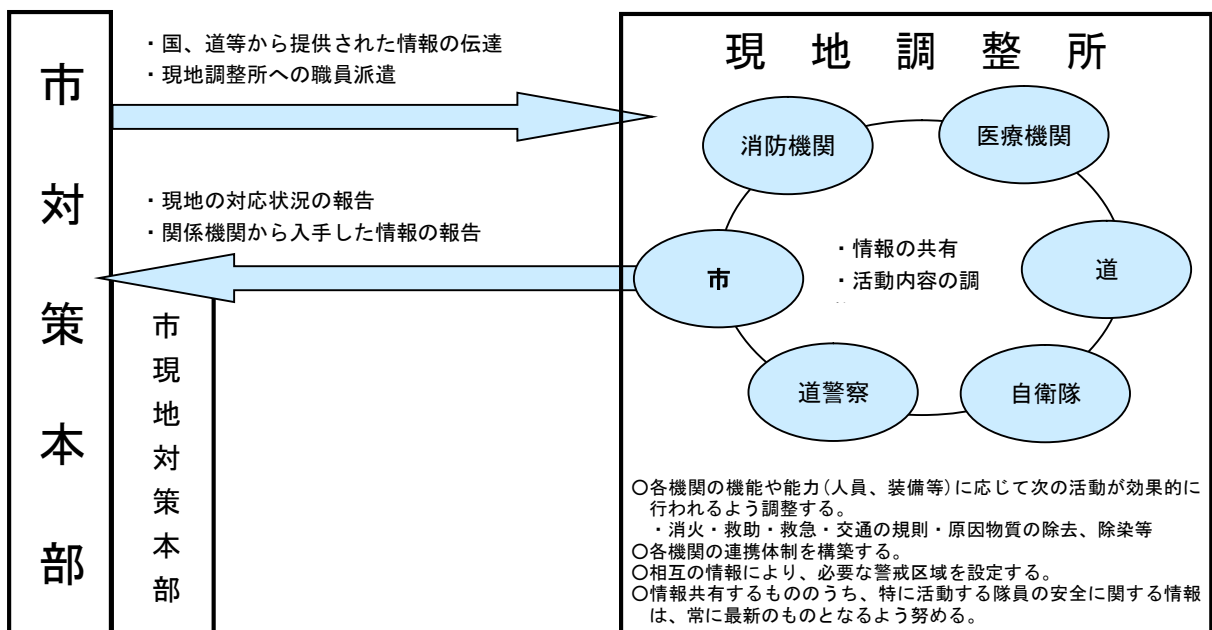
市長は、被災現地における国民保護措置の的確かつ迅速な実施並びに国、道等の対策本部との連絡及び調整等のため現地における対策が必要であると認めるときは、市対策本部の事務の一部を行うため、市現地対策本部を設置する。

市現地対策本部長や市現地対策本部員は、市対策副本部長、市対策本部員その他の職員のうちから市対策本部長が指名する者をもって充てる。

(6) 現地調整所の設置

市長は、武力攻撃による災害が発生した場合、現場における関係機関（道、消防機関、道警察、自衛隊、医療機関等）の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは現地調整所を設置し、又は関係機関により現地調整所が設置されている場合は職員を派遣し、関係機関との情報共有及び活動調整を行う。

【現地調整所の概念図】



【現地調整所の性格について】

- ① 現地調整所は、現場に到着した関係機関が原則として各々の付与された権限の範囲内において情報共有や活動調整を行い、現場における連携した対応を可能とするために設置するものである。
- ② 現地調整所は、あらかじめ決められた一定の施設や場所に置かれるのではなく、むしろ、現場の活動上の便宜から最も適した場所に、テント等を用いて設置することが一般である。
- ③ 現地調整所においては、現場レベルにおける各機関の代表者が、定時又は随時に会合を開くことで、連携の強化を図ることが必要である。

現地調整所の設置により、市は、消防機関による消火・救助・救急活動の実施及び退避の指示、警戒区域の設定等の権限行使を行う際に、その判断に資する情報収集を行うことにより、現場での関係機関全体の活動を踏まえた国民保護措置の実施や権限を行使することが可能となる。また、現地調整所における最新の情報について、各現場で活動する職員で共有させ、その活動上の安全の確保に生かすことが可能となる。

- ④ 現地調整所については、必要と判断した場合には、市における国民保護措置を総合的に推進する役割を担う市が積極的に設置することが必要であるが、他の対処に当たる機関が既に設置している場合には、市の職員を積極的に参画させることが必要である（このため、現場に先着した関係機関が先に設置することもあり得るが、その場合においても、市は、関係機関による連携が円滑に行われるよう、主体的に調整に当たることが必要である。）。

（注）現地調整所で調整する関係機関のメンバーをあらかじめ定めることは、困難であるが、市は、国民保護協議会や訓練を通じて、その運用の手順等について、意見交換を行うことが重要である。

(7) 市対策本部長の権限

市対策本部長は、その区域における国民保護措置を総合的に推進するため、次に掲げる権限を適切に行使して、国民保護措置の的確かつ迅速な実施を図る。

- ① 市の区域内の国民保護措置に関する総合調整
市対策本部長は、市の区域に係る国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、当該市が実施する国民保護措置に関する総合調整を行う。
- ② 道対策本部長に対する総合調整の要請
市対策本部長は、道対策本部長に対して、道並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置に関して所要の総合調整を行うよう要請する。また、市対策本部長は、道対策本部長に対して、指定行政機関及び指定公共機関が実施する国民保護措置に関して、国の対策本部長が総合調整を行うよう要請することを求める。

この場合において、市対策本部長は、総合調整を要請する理由、総合調整に係る機関等、要請の趣旨を明ら_ 59 _かにする。

③ 情報の提供の求め

市対策本部長は、市の区域に係る国民保護措置の実施に関し総合調整を行うため必要があると認めるときは、道対策本部長に対して必要な情報の提供を求める。

④ 国民保護措置に係る実施状況の報告又は資料の求め

市対策本部長は、総合調整を行うに際して、当該総合調整の関係機関に対し、市の区域に係る国民保護措置の実施の状況について報告又は資料の提出を求める。

⑤ 市教育委員会に対する措置の実施の求め

市対策本部長は、市教育委員会に対し、市の区域に係る国民保護措置を実施するため必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求める。

この場合において、市対策本部長は、措置の実施を要請する理由、要請する措置の内容等、当該求めの趣旨を明らかにして行う。

(8) 市対策本部の廃止

市長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び知事を経由して市町村対策本部を設置すべき市町村の指定の解除の通知を受けたときは、遅滞なく、対策本部を廃止する。

2 通信の確保 <本部事務局、各部>

(1) 情報通信手段の確保

市は、加入電話、携帯電話、ファックス、防災行政無線、インターネット、L G W A N（総合行政ネットワーク）^(*)等を活用し、国民保護措置の実施に必要な情報通信手段の確保に努める。

(2) 情報通信手段の機能確認

市は、必要に応じ、情報通信手段の機能を確認し、情報通信施設に支障が生じている場合は応急復旧作業を行う。また、総務省北海道総合通信局に対し、その状況を速やかに連絡する。

(3) 通信輻輳により生じる混信等の対策

市は、武力攻撃事態等における通信輻輳により生ずる混信等の対策のため、必要に応じ、通信運用の指揮要員等を避難先地域等に配置し、通信統制等を行うなど通信を確保するための措置を講ずるよう努める。

(*) L G W A N

総合行政ネットワーク（Local Government Wide Area Network）の略称。地方公共団体の組織内ネットワークを相互に接続し、高度情報流通を可能とする通信ネットワークとして整備された行政専用のネットワーク。霞ヶ関 WAN との接続により国の各府省庁との間の情報交換も行える。

第3章 関係機関相互の連携

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国、道、他の市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関その他関係機関と相互に密接に連携することとし、それぞれの関係機関と市との連携を円滑に進めるために必要な事項について、以下のとおり定める。

1 国・道の対策本部等との連携 <本部事務局>

(1) 国・道の対策本部との連携

市は、道の対策本部及び、道を通じ国の対策本部と各種の調整や情報共有を行うこと等により密接な連携を図る。

(2) 国・道の現地対策本部との連携

市は、国・道の現地対策本部が設置された場合、または武力攻撃事態等合同対策協議会が開催された場合は、連絡員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図る。また、運営が効率的であると判断される場合には、必要に応じて、国・道と調整の上、共同で現地対策本部を設置し、適宜情報交換等を行うとともに、共同で現地対策本部の運用を行う。

(3) 武力攻撃事態等合同対策協議会との連携

市は、国の現地対策本部長が開催する「武力攻撃事態等合同対策協議会」に職員を派遣して国民保護措置に関する情報を交換するなどの必要な連携を図り、それぞれの機関が実施する国民保護措置について協力する。

2 道との連携 <本部事務局>

(1) 道への措置要請

市は、市の区域における国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、知事その他道の執行機関（以下「知事等」という。）に対し、その所掌事務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、市は、要請する理由、活動内容等をできる限り具体的に明らかにして行う。

(2) 道への応援の要求

市は、必要があると認めるときは、知事等に対し応援を求める。この場合、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにする。

3 指定行政機関、指定地方行政機関との連携 <本部事務局>

市は、市の区域における国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、知事等に対し、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長へ、その所掌事務に係る国民保護措置に関し必要な要請を行うよう求める。この場合において、市は、要請する理由、活動内容等をできる限り具体的に明らかにして行う。

4 自衛隊との連携 <本部事務局>

(1) 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等

市長は、国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、次の事項を明らかにして、自衛隊の部隊等の派遣の要請を行うよう求める。

- ① 武力攻撃災害の状況及び派遣を要請する事由
- ② 派遣を希望する期間
- ③ 派遣を希望する区域及び活動内容
- ④ その他参考となるべき事項

また、通信の途絶等により知事に対する自衛隊の部隊等の派遣の要請の求めができない場合は、市域を担当区域とする札幌地方協力本部長又は市の国民保護協議会委員たる隊員（陸上自衛隊第11旅団第18普通科連隊長）を通じて、陸上自衛隊にあつては市域を担当区域とする北部方面総監、海上自衛隊にあつては市周辺域を警備区域とする大湊地方総監、航空自衛隊にあつては市域を担当区域とする第2航空団司令等を介し、防衛大臣に連絡する。

(2) 自衛隊の部隊等との連携

市長は、国民保護派遣を命ぜられた部隊のほか、防衛出動及び治安出動（内閣総理大臣の命令に基づく出動（自衛隊法（昭和29年法律第165号）第78条）及び知事の要請に基づく出動（自衛隊法第81条））により出動した部隊とも、市対策本部及び現地調整所において緊密な意思疎通を図る。

5 指定公共機関、指定地方公共機関及びその他の関係機関との連携 <本部事務局、関係部（区本部を含む。以下同じ）>

(1) 指定公共機関、指定地方公共機関への措置要請

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係する指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、その業務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、市は、当該機関の業務内容に照らし、要請する理由や活動内容等をできる限り明らかにする。

(2) 指定公共機関や指定地方公共機関に対して行う応援等

市は、指定公共機関や指定地方公共機関の行う国民保護措置の実施について労務、施設、設備又は物資の確保についての応援を求められた場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

(3) その他の関係機関との連携

市は、住民の生命、身体等を保護するため、指定公共機関や指定地方公共機関以外の医療・運送機関等から自発的な協力が得られるよう、連携を図る。

6 他の市町村との連携 <本部事務局、関係部>

(1) 他の市町村への応援の要求

- ① 市は、必要があると認めるときは、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにしたうえで、他の市町村長等に対して応援を求める。
- ② 応援を求める市町村及び政令指定都市との間であらかじめ相互応援協定等が締結されている場合には、その相互応援協定に基づき応援を求める。

(2) 事務の一部の委託

- ① 市が、国民保護措置の実施のため、事務の全部又は一部を他の地方公共団体に委託するときは、平素からの調整内容を踏まえ、以下の事項を明らかにして委託を行う。
 - ア 委託事務の範囲並びに委託事務の管理及び執行の方法
 - イ 委託事務に要する経費の支弁の方法その他必要な事項
- ② 他の地方公共団体に対する事務の委託を行った場合、市は、上記事項を公示するとともに、道に届け出る。

また、事務の委託又は委託に係る事務の変更若しくは事務の廃止を行った場合は、市長はその内容を速やかに議会に報告する。

(3) 他の市町村に対して行う応援等

- ① 市は、他の市町村から応援の求めがあった場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。
- ② 他の市町村から事務の委託を受けた場合、市長は、所定の事項を公示するとともに、道に届け出る。

また、事務の委託又は委託に係る事務の変更若しくは事務の廃止を行った場合は、市長はその内容を速やかに議会に報告する。

7 職員の派遣要請 <本部事務局、総務部>

(1) 職員の派遣要請

- ① 市は、国民保護措置の実施のため必要があるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定指定公共機関（指定公共機関である特定独立行政法人をいう。）に対し、当該機関の職員の派遣の要請を行う。
- ② 市は、必要があるときは、地方自治法の規定に基づき、他の地方公共団体に対し、当該地方公共団体の職員の派遣を求める。

(2) 職員の派遣あつせん

市は、(1)①の要請を行うときは、道を経由して行う。ただし、人命の救助等のために緊急を要する場合は、直接要請を行う。また、当該要請等を行っても必要な職員の派遣が行われない場合などにおいて、国民保護措置の実施のため必要があるときは、道を経由して総務大臣に対し、(1)①の職員の派遣について、あつせんを求める。

(3) 派遣職員の市職員としての身分取扱い等

国民保護措置の実施のため本市に派遣された職員の身分取扱いは、国民保護法第154条（国民保護法第183条において準用する場合を含む。）に基づく。

また、当該職員には、札幌市災害派遣手当等の支給に関する条例（平成18年3月31日条例第11号）に基づき、武力攻撃災害等派遣手当を支給する。

8 自主防災組織、ボランティア団体等に対する支援等 <本部事務局、市民文化部、保健福祉部、区本部>

(1) 自主防災組織等に対する支援

市は、警報の伝達や避難住民の誘導等の実施に関する自主防災組織等による協力を求めた場合は、その安全を十分に確保し、適切な情報の提供や、活動に対する資材の提供等、必要な支援を行う。

なお、この協力の要請は強制にわたることがあってはならない。

(2) ボランティア活動への支援等

市は、武力攻撃事態等におけるボランティア活動に対し、必要な支援を行うよう努める。

また、市は、道と連携して、ボランティア関係団体等と相互に協力し、被災地又は避難先地域における住民の要望やボランティアの活動状況を把握し、ボランティアへ情報を提供する。

その情報に基づき、ボランティアの生活環境への配慮、避難所等に臨時に設置されるボランティアセンター等における登録・派遣調整等の受入体制の整備等に努め、

ボランティア活動の安全に十分配慮しつつ、その技能等の効果的な活用を図る。

9 住民への協力要請 <本部事務局、関係部>

市長は、国民保護法の規定により、次に掲げる措置を行うために必要があると認める場合には、住民に対し、必要な援助についての協力を要請する。

この場合において要請を受けて協力する者の安全の確保に十分に配慮する。

- ① 避難住民の誘導
- ② 避難住民等の救援
- ③ 消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃災害への対処に関する措置
- ④ 保健衛生の確保

住民は協力を要請されたときは必要な協力を努めるものとされているが協力はあくまで自発的な意思にゆだねられるものであって、要請に当たって強制にわたることがあってはならない。

また、協力を行う者に対しては、第3編第12章で定める特殊標章等をあらかじめ定めた方法で交付し、国民保護法第160条及び第4編第3章に規定する損害補償の対象となることを通知する。

第4章 警報及び避難の誘導等

第1 警報及び緊急通報の伝達等

市長は、武力攻撃事態等において、住民の生命、身体及び財産を保護するため、警報の迅速かつ的確な伝達等を行うことが極めて重要であることから、警報の伝達等に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 警報の伝達等 <本部事務局、各部>

(1) 警報の伝達

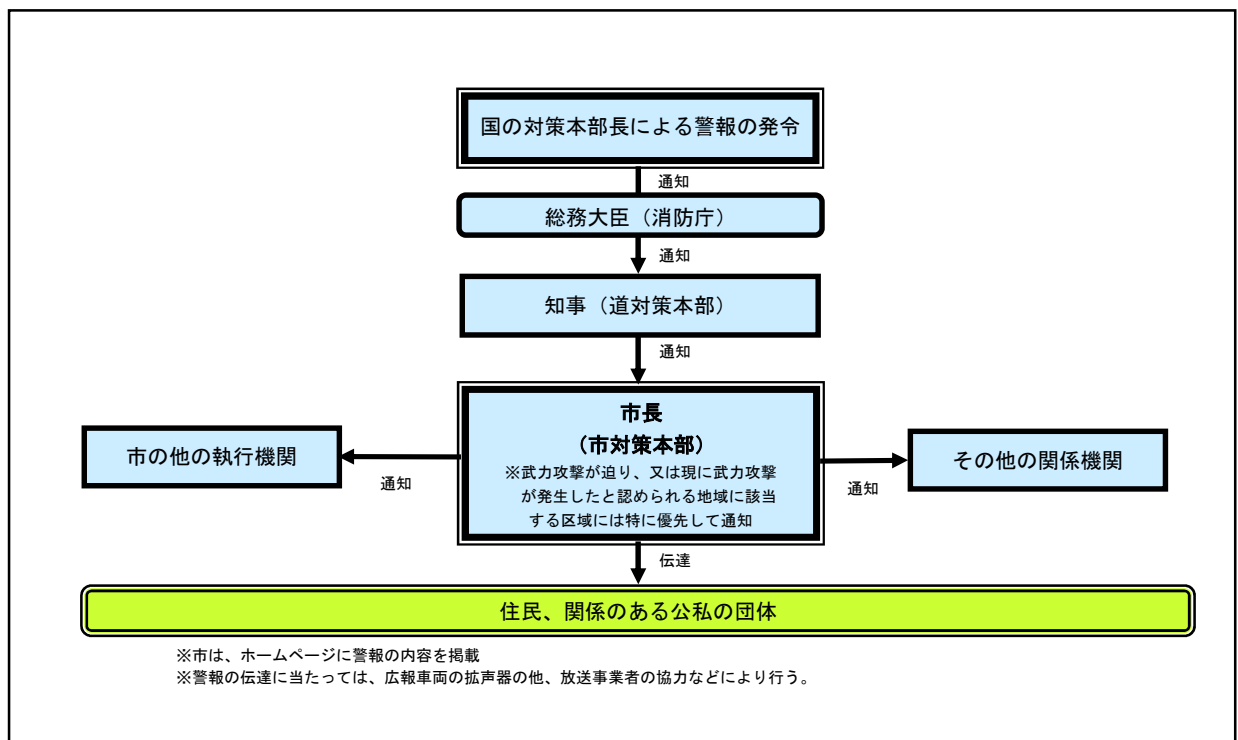
市長は、知事から警報の通知を受けた場合には、速やかに住民及び関係のある公私の団体に伝達する。

(2) 警報の通知

- ① 市長は、知事から警報の通知を受けた場合には市の他の執行機関やその他の関係機関に対し、警報を通知する。
- ② 市長は、速やかに警報が発令された旨の報道発表を行うとともに、市のホームページにも内容を掲載する。

なお、市長から関係機関への警報の伝達等の仕組みは、下図のとおりである。

伝達等の仕組み



(3) 警報の伝達方法

警報の伝達方法については、Em-Net（緊急情報ネットワークシステム）や全国瞬時警報システム（J-ALERT）と連携している情報伝達手段等により、原則として以下の要領により行う。

① 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれる場合

原則として、広報車等で国が定めた国民保護に関わる警報サイレン（以下「サイレン」という。）を最大音量で吹鳴して住民に注意を喚起した後、武力攻撃事態等において警報が発令された事実等を周知する。

② 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれない場合

この場合においては、原則として、サイレンは使用せず、広報車等による住民への注意の喚起やホームページへの掲載をはじめとする手段により、周知を図る。

なお、市長が特に必要と認める場合には、サイレンを使用して住民に周知を図る。

また、消防団による伝達、自主防災組織や町内会・自治会等への協力依頼、放送事業者への連絡などの方法も活用する。

※全国瞬時警報システム（J-ALERT）によって情報が伝達されなかった場合においては、Em-Net（緊急情報ネットワークシステム）によって伝達された情報をホームページ等に掲載する等により周知を図る。

(4) 災害時要援護者等への配慮

警報の伝達においては、特に、高齢者、障がい者、外国人等に対し、その特質に応じた伝達に配慮する。

なお、観光客に対する伝達にも配慮する。

(5) 警報の解除の伝達等

警報の解除の伝達については、武力攻撃予測事態及び武力攻撃事態の双方において、原則として、サイレンは使用しないこととする（その他は警報の発令の場合と同様とする。）。

2 緊急通報の伝達等 <本部事務局、各部>

市長は、知事から緊急通報の通知を受けたときは、緊急通報の内容を広く伝達・通知する。緊急通報の住民や関係機関への伝達及び通知の方法については、原則として警報の伝達及び通知の方法と同様とする。

この場合において、特に、高齢者、障がい者、外国人、観光客等に対し、その特質に応じた伝達に配慮する。

第2 避難住民の誘導等

市長は、知事から市域内の住民に対する避難の指示の通知を受けたときは、避難実施要領を作成し、避難住民の誘導を行うことから、避難の指示の住民等への伝達等及び避難住民の誘導について、以下のとおり定める。

1 避難の指示の伝達等 <本部事務局、各部>

- ① 市長は、知事が避難の指示を迅速かつ的確に行えるよう、事態の状況を踏まえ、被災情報や現場における事態に関する情報、避難住民数、避難誘導の能力等の状況について、収集した情報を迅速に道に提供する。
- ② 市長は、知事による避難の指示の通知を受けた場合には、警報の伝達に準じて、その内容を、住民及び関係のある公私の団体に対して迅速に伝達する。
 - ア 要避難地域を管轄する場合
市長は、当該要避難地域の住民に対し、避難の指示を伝達する。
 - イ 避難先地域を管轄する場合
市長は、避難所の開設や救援の準備等、避難住民の受入れのための措置を早急に実施する。
危機管理対策室は、避難の指示の内容に係る自治体との調整、避難所の管理者への通知や救援措置等に関して、道及び関係機関と協力して実施する。
- ③ 市長は、警報に準じて市の他の執行機関、その他の関係機関に対し、避難の指示を迅速かつ確実に通知する。

2 避難実施要領の策定 <本部事務局、関係部>

(1) 避難実施要領の策定

市長は、避難の指示の通知を受けた場合は、直ちに、あらかじめ策定した避難実施要領のパターンを参考にして、避難の指示の内容に応じた避難実施要領の案を作成するとともに、当該案について、関係機関の意見を聴いた上で、迅速に避難実施要領を策定する。

その際、避難実施要領の伝達等が知事からの避難の指示の通知後速やかに行えるようその迅速な作成に留意する。

避難の指示の内容が修正された場合又は事態の状況が変化した場合には、直ちに、避難実施要領の内容を修正する。

【避難実施要領に定める事項（法定事項）】

- ・ 避難の経路、避難の手段その他避難の方法に関する事項
- ・ 避難住民の誘導の実施方法、避難住民の誘導に係る関係職員の配置その他避難住民の誘導に関する事項
- ・ その他避難の実施に関し必要な事項

(2) 避難実施要領の策定の留意点

避難実施要領は、避難誘導に際して、活動に当たる様々な関係機関が共通の認識のもとで避難を円滑に行えるようにするために策定するものであることから、市長は、原則として道国民保護計画に記載される市町村の避難実施要領作成の基準の内容に沿った次の項目を記載する。

ただし、緊急の場合には、時間的な余裕がないことから、事態の状況等を踏まえて、法定事項を簡条書きにするなど、避難実施要領を簡潔な内容とすることもありうる。

【避難実施要領の項目】

- ① 要避難地域及び避難住民の誘導の実施単位
- ② 避難先
- ③ 一時集合場所及び集合方法
- ④ 集合時間
- ⑤ 集合に当たっての留意事項
- ⑥ 避難の手段及び避難の経路
- ⑦ 市職員(消防団員を含む。)の配置等
- ⑧ 高齢者、障がい者、外国人その他特に配慮を要する者への対応
- ⑨ 要避難地域における残留者の確認
- ⑩ 避難誘導中の食料等の支援
- ⑪ 避難住民の携行品、服装
- ⑫ 避難誘導から離脱してしまった際の緊急連絡先等

(3) 避難実施要領の策定の際における考慮事項

避難実施要領の策定に際しては、以下の点に考慮する。

- ① 避難の指示の内容の確認
 - ア 地域毎の避難の時期
 - イ 優先度
 - ウ 避難の形態
- ② 事態の状況の把握
警報の内容や被災情報の分析を行う。特に、避難の指示以前に自主的な避難が行われる状況も勘案する。
- ③ 避難住民の概数把握
- ④ 誘導の手段の把握
 - ア 屋内避難
 - イ 徒歩による移動避難
 - ウ 長距離避難
- ⑤ 輸送手段の確保の調整
 - ア 道との役割分担
 - イ 運送事業者との連絡網

- ウ 一時集合場所の選定
- ⑥ 要配慮者の避難方法の決定
避難行動要支援者名簿に基づき、要配慮者を支援する者を選定する。
- ⑦ 避難経路や交通規制の調整
 - ア 具体的な避難経路
 - イ 道警察との避難経路の選定・自家用車等の使用に係る調整
 - ウ 道路の状況に係る道路管理者との調整
- ⑧ 職員の配置
 - ア 各地域への職員の割り当て
 - イ 現地派遣職員の選定
- ⑨ 関係機関との調整
 - ア 現地調整所の設置
 - イ 連絡手段の確保
- ⑩ 自衛隊の行動等と避難経路や避難手段の調整
 - ア 道対策本部との調整
 - イ 国の対策本部長による公共施設等利用指針（以下「利用指針」という。）を踏まえた対応

(4) 国の対策本部長による利用指針の調整

自衛隊の行動等と国民保護措置の実施について、道路、港湾施設、飛行場施設等における利用が重複する場合には、市長は、国の対策本部長による利用指針の策定に係る調整が開始されるように、道を通じて、国の対策本部に早急に現場の状況等を連絡する。

この場合において、市長は、道を通じた国の対策本部長による意見聴取（武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律（平成16年法律第114号）第6条第3項等）及び国の対策本部長からの情報提供の求め（同法第6条第4項等）に適切に対応できるよう、避難の現状、施設の利用の必要性や緊急性等について、市の意見や関連する情報をまとめる。

(5) 避難実施要領の内容の伝達等

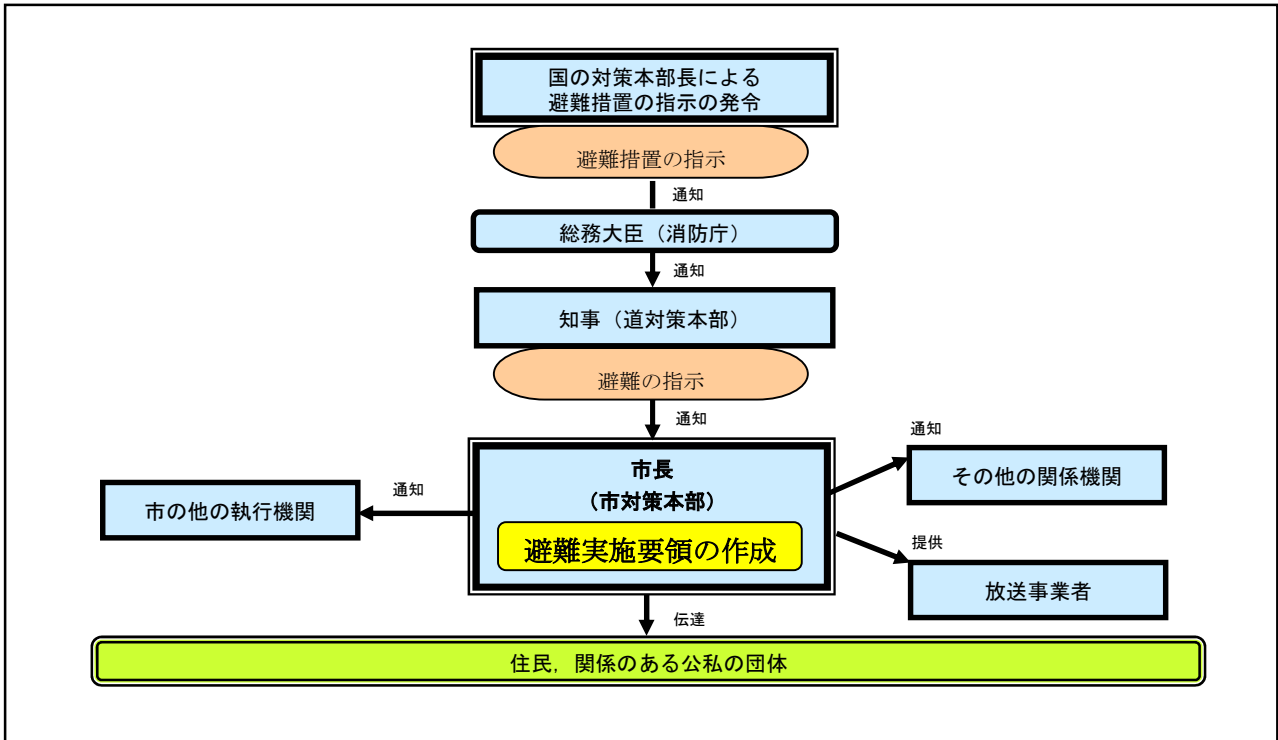
市長は、避難実施要領を策定後、直ちに、その内容を住民及び関係のある公私の団体に伝達する。その際、住民に対しては、迅速な対応が取れるよう、各地域の住民に関係する情報を的確に伝達するように努める。

また、市長は、直ちに、その内容を市の他の執行機関、警察署長、自衛隊札幌地方協力本部長及びその他の関係機関に通知する。

さらに、市長は、報道関係者に対して、避難実施要領の内容を提供する。

避難の指示の伝達及び避難実施要領の伝達の流れについては、下図のとおりである。

避難の指示の伝達等



3 避難住民の誘導 〈本部事務局、関係部〉

(1) 市長による避難住民の誘導

市長は、避難実施要領で定めるところにより、市の職員（消防長及び消防団長を含む。）を指揮し、避難住民を誘導する。その際、避難実施要領の内容に沿って、町内会・自治会、学校、事業所等を単位として誘導を行う。ただし、緊急の場合には、この限りではない。

また、市長は、避難実施要領に沿って、避難経路の要所要所に職員を配置して、各種の連絡調整に当たらせるとともに、行政機関の車両や案内板を配置して、誘導の円滑化を図る。また、職員には、住民に対する避難誘導活動への理解や協力を得られるよう、防災服、腕章、旗、特殊標章等を携行させる。

なお、夜間では、暗闇の中における視界の低下により人々の不安も一層高まる傾向にあることから、避難誘導員が、避難経路の要所要所において、夜間照明（投光器具、車のヘッドライト等）を配備するなど住民の不安軽減のために必要な措置を講ずる。

(2) 消防局等の活動

消防局は、消火・救助・救急活動の状況を勘案しつつ、市長の定める避難実施要領に基づき、要所に消防車両等を配置し、車載の拡声器を活用する等の効果的な誘導を実施するとともに、自力歩行が困難な住民を車両等により運送を行うなど、保

有する装備を有効活用した避難住民の誘導を行う。

消防団は、消火活動及び救助・救急活動について、消防署長の指示を受け、避難住民の誘導等を行う等地域とのつながりを活かした活動を行う。

(3) 避難誘導を行う関係機関との連携

市長は、避難実施要領の内容を踏まえ、市の職員のみでは十分な対応が困難であると認めるときは、警察署長や国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長に対して、警察官、又は自衛官（以下、「警察官等」という。）による避難住民の誘導を要請する。この場合、市長は、その旨を知事に通知する。

また、警察官等が避難住民の誘導を行う場合に警察署長等から協議を受けた際は、市長は、その時点における事態の状況や避難誘導の状況に照らして、交通規制等の関係機関による必要な措置が円滑に行われるよう所要の調整を行う。

これらの誘導における現場での調整を円滑に行い、事態の変化に迅速に対応できるよう、市長は、事態の規模・状況に応じて現地調整所を設け、関係機関との情報共有や活動調整を行う。

(4) 自主防災組織等に対する協力の要請

市長は、避難住民の誘導に当たっては、自主防災組織や町内会・自治会等に対して、避難住民の誘導に必要な援助について、協力を要請する。

なお、この協力の要請は強制にわたることがあってはならない。

(5) 誘導時における食品の給与等の実施や情報の提供

市長は、避難住民の誘導に際しては、道と連携して、食品の給与、飲料水の供給、医療の提供その他の便宜を図る。

市長は、避難住民の心理を勘案し、避難住民に対して、必要な情報を適時適切に提供する。その際、避難住民の不安の軽減のために、可能な限り、事態の状況等とともに、行政側の対応についての情報を提供する。

(6) 高齢者、障がい者等への配慮

市長は、高齢者、障がい者等の避難を万全に行うため、社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障がい者団体等と協力して、「札幌市要配慮者避難支援ガイドライン」により要配慮者への連絡、運送手段の確保を的確に行うものとする。

なお、ゲリラ・特殊部隊による攻撃等に際しては、被害が局地的、限定的なものにとどまることも多いことから、時間的余裕がなく、移動により攻撃に巻き込まれる可能性が高い場合は、現実的な避難方法として屋内への避難も考慮する。

(7) 大規模集客施設等における当該施設滞在者等の避難

市は、大規模集客施設や旅客輸送関連施設に対して、施設管理者と連携し、施設の特性に応じ当該施設などに滞在する者等についても、避難等の国民保護措置が円

滑に実施できるよう必要な対策をとる。

(8) 残留者等への対応

市は、避難の指示に従わずに要避難地域にとどまる者に対しては、事態の状況等に関する情報に基づき丁寧な説明を行い、残留者の説得に努めるとともに、避難に伴う混雑等により危険な事態が発生する場合には、必要な警告や指示を行う。

(9) 避難所等における安全確保等

市は、道警察が行う被災地、避難所等における犯罪の予防のための活動に必要な協力を行うとともに、道警察と協力し、住民等からの相談に対応するなど、住民等の不安の軽減に努める。

(10) 動物の保護等に関する配慮

市は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について（平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知）」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずるよう努める。

- ① 危険動物等の逸走対策
- ② 要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等

(11) 通行禁止措置の周知

道路管理者たる市は、道路の通行禁止等の措置を行ったときは、道警察と協力して、直ちに、住民等に周知徹底を図るよう努める。

(12) 道に対する要請等

市長は、避難住民の誘導に際して食料、飲料水、医療等が不足する場合には、知事に対して、必要な支援の要請を行う。

その際、特に、道による救護班等の応急医療体制との連携に注意する。

また、避難住民の誘導に係る資源配分について他の市町村と競合するなど広域的な調整が必要な場合は、知事に対して、所要の調整を行うよう要請する。

市長は、知事から、避難住民の誘導に関して、是正の指示があったときは、その指示の内容を踏まえて、適切な措置を講ずる。

(13) 避難住民の運送の求め等

市長は、避難住民の運送が必要な場合において、道との調整により、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対して、避難住民の運送を求める。

市長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由なく運送の求めに応じないと認めるときは、指定公共機関にあっては、道を通じて国の対策本部長に対し、指定地方公共機関にあっては、道対策本部長に、その旨を通知する。

(14) 大規模な住民の避難

多数の住民が避難する状況が生じた場合、知事は、国の対策本部長の避難措置の指示を踏まえ、避難の準備が整っている場合には、避難先地域への避難の指示を行い、それ以外の場合には、屋内への避難の指示を行うとともに、その後の事態の推移に応じた国の対策本部長の指示を待って対応することとされており、市長は、知事からの避難の指示を踏まえ、避難住民の誘導を行う。

(15) 帰宅困難者等への対応

帰宅困難者及び滞留旅客が多数発生した場合、市は避難所等必要な情報提供を行うとともに、情報の不足や流言飛語等による不安や混乱状態の発生を防止するための広報を行う。

また、市は、帰宅困難者等への対応について道及び隣接市町村と連携を図る。

(16) 避難住民の復帰のための措置

市長は、避難の指示が解除された時は、避難住民の復帰に関する要領を作成し、避難住民を復帰させるための必要な措置を講じる。

4 事態想定ごとの避難の留意点

武力攻撃災害の事態想定は多岐にわたることから、国の基本指針や道国民保護計画で想定する事態に係る避難の留意点を記載する。

(1) 着上陸侵攻の場合

大規模な着上陸侵攻に伴う避難については、事前の準備が可能である一方、国民保護措置を実施すべき地域が広範囲となるため、国の総合的な方針を待って対応することが基本となる。

(2) ゲリラ・特殊部隊による攻撃の場合

① ゲリラ・特殊部隊による攻撃においても、国の対策本部長の避難措置の指示及び知事による避難の指示を踏まえて、避難実施要領を策定し、迅速に避難住民の誘導を実施することが基本である。

なお、急襲的な攻撃に際しては、避難措置の指示を待たずに、退避の指示、警戒区域の設定等を行う必要が生じるが、その際にも、事後的に避難措置の指示が出されることが基本となる。

② その際、ゲリラ・特殊部隊による攻撃からの避難は、多くの場合は、攻撃の排除活動と並行して行われることが多いことから、警報の内容等とともに、現場における道警察及び自衛隊等からの情報や助言等を踏まえて、最終的には、住民を要避難地域の外に避難させることとなる。その際、武力攻撃がまさに行われており、住民に危害が及ぶおそれがある地域については、攻撃当初は一時的に屋内に避難させ、移動の安全が確保された後、適当な避難先に移動させることが基本となる。

- ③ 以上から、避難実施要領の策定に当たっては、関係機関の意見を聴き、それらの機関からの情報や助言を踏まえて、避難の方法を策定することが必要であり、また、事態の変化等に機敏に対応するため、現場における関係機関の情報を共有し、関係機関からの助言に基づく的確な措置が実施できるよう、現地調整所を設けて活動調整に当たることが基本となる。
- ④ 避難に比較的時間に余裕がある場合の対応
一時避難場所まで移動した後、さらに一時避難場所からのバス等の運送手段を用いて移動する、といった手順が想定される。
- ⑤ 昼間の都心部において突発的に事案が発生した場合の対応
道警察や自衛隊等からの情報や助言等を踏まえて、各地域における屋内避難や移動による避難を決定することが基本となる。
ただし、初動時には、住民や滞在者の自主的な避難に頼らざるを得ないことから、平素から、住民が緊急時にいかに対応すべきかについて問題意識を持ってもらうことが必要である。

(3) 弾道ミサイル攻撃の場合

- ① 弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、屋内に退避させることが基本であり、できるだけ近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や建築物の地階、地下街、地下駅舎等の地下施設に避難させる。

※市は、弾道ミサイル発射時に住民が適切な行動をとることができるよう、全国瞬時警報システム（J-ALERT）による情報伝達及び弾道ミサイル落下時の行動についてホームページへ掲載する等、平時から周知に努める。

- ② 以下の措置の流れを前提として、避難実施要領の内容は、あらかじめ出される避難措置の指示及び避難の指示に基づき、弾道ミサイルが発射された段階で迅速に個々人が対応できるよう、その取るべき行動を周知することが主な内容となる。

なお、弾道ミサイル攻撃の場合の措置は、次のとおりである。

- ア 国の対策本部長は、弾道ミサイルの発射が差し迫っているとの警報を発令、避難措置を指示
- イ 実際に弾道ミサイルが発射されたときは、国の対策本部長がその都度警報を発令

- ③ 弾道ミサイル攻撃については、発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難である。

このため、弾道ミサイルの主体（国又は国に準じる者）の意図等により攻撃目標は変化するとともに、その保有する弾道ミサイルの精度により、実際の着弾地点は変わってくる。このため、すべての市町村に着弾の可能性があり得るものとして、対応を考える必要がある。

(4) 航空攻撃の場合

航空攻撃に伴う避難については、着上陸侵攻の場合と同様とする。

なお、急襲的な航空攻撃に伴う避難については、弾道ミサイルの場合と同様の対応をとるものとする。

第5章 救援

市長は、大都市特例により避難住民や被災者の救援に関する措置を主体的に実施する。

については、避難住民や被災者の生命、身体及び財産を保護するために実施する。救援の内容等について、以下のとおり定める。

1 救援の実施 <本部事務局、関係部>

(1) 救援の実施

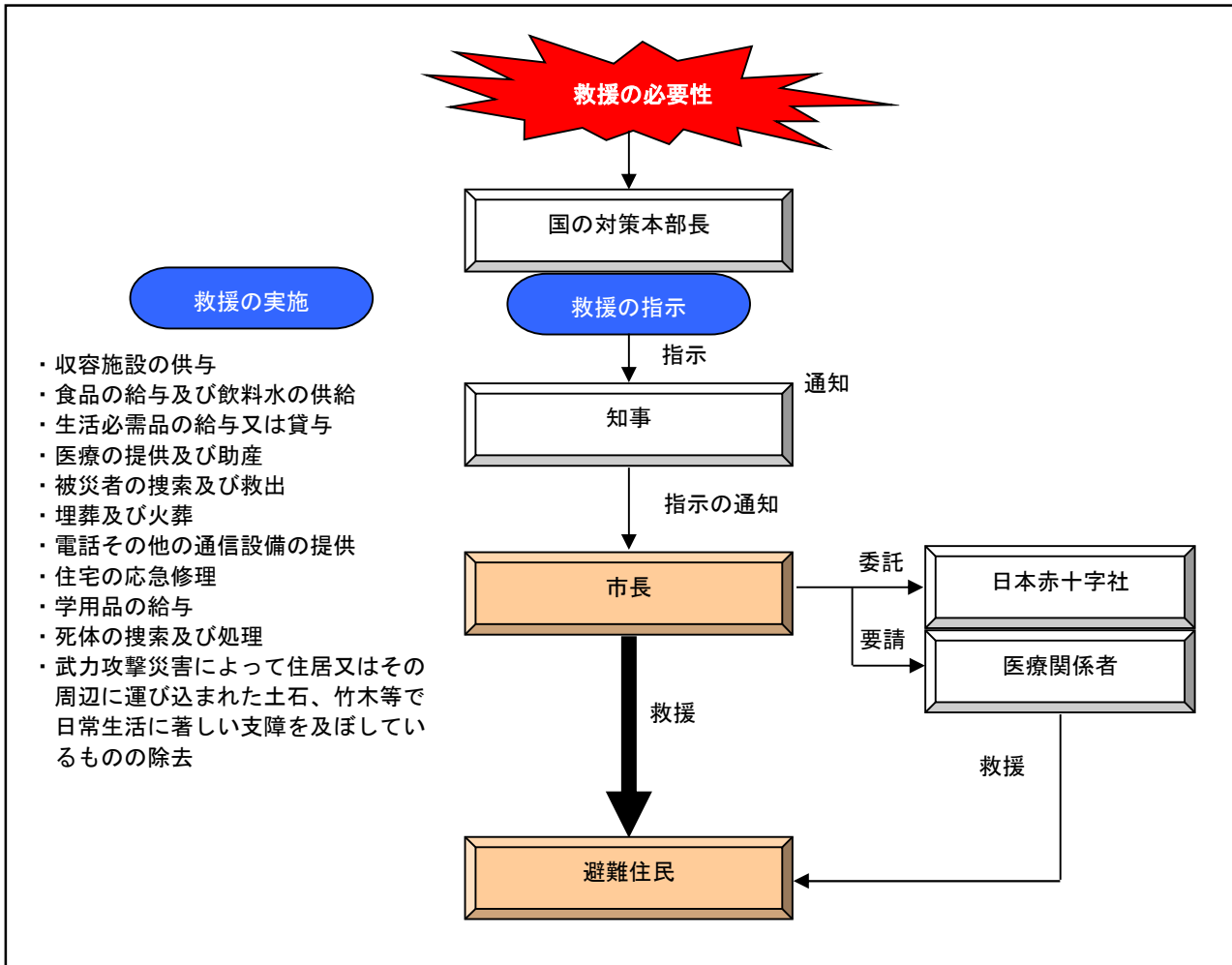
市長は、知事を経由して、国の対策本部長から救援の指示の通知を受けたときは、次に掲げる救援に関する措置を関係機関等の協力を得て実施する。

- ① 収容施設(応急仮設住宅を含む。)の供与
- ② 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- ③ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- ④ 医療の提供及び助産
- ⑤ 被災者の捜索及び救出
- ⑥ 埋葬及び火葬
- ⑦ 電話その他の通信設備の提供
- ⑧ 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理
- ⑨ 学用品の給与
- ⑩ 遺体の捜索及び処理
- ⑪ 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

なお、市長は、その事態に照らし緊急を要し、救援の指示を待ついとまがないと認められるときは、救援の指示の通知を待たずに救援を行う。

また、救援の実施における指示の流れは、次のとおりである。

救援の実施における指示の流れ



2 関係機関との連携 <本部事務局、市民文化部、関係部>

(1) 国への要請

市長は、救援を行うに際して、必要と判断した場合には、国に対して支援を求める。この場合において、具体的な支援内容を示して行う。

(2) 道との連携

市は、政令指定都市であり、国民保護法第184条の規定に従い、主体的に救援を行うことから、道と密接な連携を図り、道との間で救援の活動内容について情報の共有を図る。

(3) 他の市町村との連携

市長は、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対し、道内の他の市町村との調整を行うよう要請すると共に積極的な連携を図る。

(4) 日本赤十字社との連携

市長は、救援又はその応援の実施に関し、必要な事項を日本赤十字社北海道支部に委託することができる。この場合において、市長は、災害救助法（昭和22年法律第118号）における実務に準じた手続きにより委託を行う。

(5) 緊急物資の運送の求め

市長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、緊急物資の運送を求める場合は、第3編第4章第2の3の(12)に準じて行う。

(6) 近隣住民やボランティア等への協力の求め

市長は、救援を行うため必要があると認めるときは、当該救援を必要とする避難住民等及び避難先の近隣にいる住民やボランティア（以下「その近隣の者」という。）に対し、当該救援に必要な援助について協力を要請する。

なお、この協力の要請は強制にわたることがあってはならない。

また、市長は、その要請を受けて救援に必要な援助について協力をする者の安全の確保に十分配慮する。

(7) 民間からの救援物資の受入れ

市は、道や関係機関等と連携し、国民、企業等からの救援物資について、受入れを希望するものを把握し、また、救援物資の受入れ、仕分け、避難所への配送等の体制の整備等を図る。

3 救援の内容 <本部事務局、関係部>

(1) 救援の基準等

市長は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」（平成25年内閣府告示第229号。以下「救援の程度及び基準」という。）に基づき救援の措置を行う。

また、市長は、救援の程度及び基準によっては救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、内閣総理大臣に対し、特別な基準の設定について意見を申し出る。

なお、市は、高齢者、障がい者、外国人及びその他特に配慮を要する者に対して、その特質に応じ、適切な救援が実施できるよう配慮する。あわせて、救援の実施に当たっては、性別の違いや乳幼児への対応にも配慮する。

(2) 救援における道との連携

市長は、知事が集約し、所有している資料の提供を求めるなどにより平素から準備した基礎的な資料を参考にしつつ、市対策本部内に集約された情報をもとに、救援に関する措置を実施する。

また、道と連携して、NBC攻撃による特殊な医療活動の実施に留意する。

(3) 救援の内容

市長は、救援に関する次の①から⑩の措置について、知事を通じて国の対策本部長から救援の指示の通知のあった日（国民保護法第75条第1項ただし書きの規定により市長が救援の指示の通知の前に救援を開始した場合には、その救援を開始した日）から厚生労働大臣が定める日までの期間、原則として現物支給により行う。

① 収容施設（応急仮設住宅を含む。）の供与

ア 避難所の開設

避難住民等を保護しその一時的な居住の安定を図るため、避難施設その他の適切な場所に避難所を開設する。避難所の開設に当たっては、住民を収容可能な学校、公民館等公的施設、社会福祉施設、設置可能な仮設小屋、天幕等とその用地の把握に努めるとともに、冬期間においては、積雪寒冷の気候等に配慮する。また、高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者に対し、福祉避難所の供与に努める。

収容期間が長期にわたる場合又は長期にわたるおそれのある場合、長期避難住宅等（賃貸住宅、宿泊施設の居室等を含む。）を供与する。なお、供与に当たっては、その用地の把握に努めるとともに、老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者を収容する長期避難住宅等の供与に配慮する。

イ 避難所の運営管理

避難所の適切な運営管理を行うに当たって、避難所における情報の伝達、食品、飲料水等の配布、清掃等については、避難住民等及びその近隣の者の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の市町村長に対して協力を求める。

また、避難住民等の健康状態を十分把握し、必要に応じ、救護所等を設けるとともに、仮設トイレの早期設置、冬期間における暖房など避難所の生活環境を確保するほか、必要に応じてプライバシー^(*)の確保、心のケアの問題等に配慮する。

ウ 応急仮設住宅等の建設

応急仮設住宅等を提供する必要がある場合には、必要な戸数を迅速に把握し、速やかに建設する。応急仮設住宅等の建設に必要な資機材が不足し、調達が困難な場合には、道を通じて国に資機材の調達について支援を求める。

② 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給

ア 供給・調達体制の確立

救援のために必要な食品、飲料水の調達・確保に当たっては、災害時における食品等の調達方法を参考にして、避難生活が長期にわたることが想定される武力攻撃事態等においてもこれらの食品等が円滑に調達・確保できるよう、あらかじめ供給・調達体制の確立を図るよう努める。

(*) プライバシー

個人の秘密、私事。また、それを他人などに知られず、干渉を受けない権利

イ 給与・供給の実施

給与又は貸与を実施するに当たって、提供対象人数及び世帯数の把握に努めるとともに、引渡場所や集積場所の確認、運送手段の調達などを行う。

ウ 道への支援要請

供給すべき物資が不足し、調達が困難な場合には、道に物資の調達について支援を求める。

③ 被服、寝具その他生活必需品等の給与又は貸与

市は、次により速やかに生活必需品の給与又は貸与を実施する。

ア 避難住民等の人数等を把握し、生活必需品の必要量の見積りを行う。

イ 関係団体との協定に基づき要請等を行うことにより、生活必需品の調達を行う。

ウ 調達が困難な場合は、道に支援を要請する。

エ 備蓄生活必需品及び広域応援協定等により調達した生活必需品を避難住民等に供給する。

④ 医療の提供及び助産

ア 医療機関による医療救護活動

市は、市立病院等において医療救護活動を行うほか、必要に応じて、札幌市医師会等に協力を要請して医療救護班を編成し、区に設置する応急救護所等において医療救護活動を行う。応急救護所等における医療救護活動の主な内容はトリアージ^(*)及び軽・中傷病者に対する応急手当とし、更に医療の必要なものは救急車等により、災害時基幹病院、救急告示医療機関等に搬送する。

また、迅速な患者の搬送や患者の急増等に対応するため、消防局と医療機関及び医療機関相互の連絡・連携体制を整備する。

さらに、市は、必要に応じて、被災地域以外の医療機関に対して広域的な後方医療活動の依頼を行う。

イ 傷病者搬送体制の確保

市は、区に設置する応急救護所等で対応出来ない傷病者について、受け入れ可能な災害時基幹病院、救急告示医療機関等に収容することを要請し、救急車等の保有車両を用いて搬送を行うものとする。

また、市は、傷病者等の搬送に際して、必要に応じ、関係機関に対し輸送手段の優先的確保等を依頼する。

ウ 医薬品等の確保

市は、札幌市地域防災計画の供給体制を活用し、医薬品の確保に努める。また、不足する場合は、北海道を通じて調達する。なお、安定ヨウ素剤、天然痘ワクチンなど特殊薬品についても、北海道と連携しつつ確保するよう努める。

(*) トリアージ

負傷者を重症度、緊急度などによって分類し、治療や搬送の優先順位を決めること。

市は、医薬品等の不足が生じたときは、他の関係機関に医薬品等の供給について要請するなどの必要な措置を講じるよう努める。

エ 医療機関情報等の提供

市は、市内の医療機関の被災状況及び診療可能状況を把握し、札幌市医師会及び関係機関等、必要な箇所にその情報を提供する。

オ 医療救護班、医療ボランティア等の受け入れ調整

市は、医療救護班、医療ボランティア等を被災状況に応じて、迅速かつ円滑に受け入れるため、調整を行う。

⑤ 被災者の捜索及び救出

武力攻撃災害のため現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者の捜索及び救出を実施する場合には、安全の確保に十分留意しつつ、道警察や消防機関等が中心となって行う捜索救出活動との連携を図る。

⑥ 埋葬及び火葬

ア 埋葬及び火葬

市は、遺体の埋葬及び火葬について、遺体の処理を適切に進めるため、墓地、火葬場等関連する情報を速やかに収集するとともに、遺体の搬送の手配等を実施する。

また、道・道警察及び他市町村等と協力し、身元の確認、遺族等への遺体の引渡し等に努める。

なお、市は、遺族等の引取り者がいない場合又は遺族等が埋・火葬を行うことが困難な場合は、応急的措置として、火葬及び焼骨の仮収蔵を行う。

イ 埋葬及び火葬の特例

国民保護法第122条及び国民保護法施行令第34条の規定に基づき墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号。以下「墓地埋葬法」という。）における埋葬及び火葬の手續に係る特例（厚生労働省が定める墓地埋葬法第5条及び第14条の特例）が定められ、市が対象となる地域に厚生労働大臣により指定された場合は、法令に定められた手續に従い埋葬及び火葬に関する事務を実施する。

【特例の具体的内容】

(ア)国民保護法第122条の規定により、その定める期間内に死亡した者の死体については、戸籍法（昭和22年法律第224号）に基づき、死亡届等を受理した市町村長以外の市町村長が埋葬等の許可を与えることができる。

(イ)国民保護法第122条の規定により、その定める期間内に死亡した者の死体の埋火葬を行おうとする者が、埋火葬の許可を申請するために市町村の窓口に行くことが困難な場合、墓地埋葬法第5条第1項の許可を不要とする。

- ⑦ 電話その他の通信設備の提供
電気通信事業者である指定公共機関等の協力を得て、避難住民等に対する電話その他の通信手段の確保を図る。
提供に当たっては、聴覚障がい者等に対して必要な情報が入手できるよう配慮する。
- ⑧ 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理
避難の指示が解除された後又は武力攻撃により新たに被害を受けるおそれなくなった後、武力攻撃災害により住家が半壊又は半焼し、自らの資力では応急修理をすることができない者に対して、居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限度の部分について、①の「ウ 応急仮設住宅等の建設」と同様の手順により応急修理を実施する。
- ⑨ 学用品の給与
市は、道と緊密に連携しつつ、小学校児童（特別支援学校の小学部児童を含む。）、中学校生徒（中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部生徒を含む。）及び高等学校等生徒（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。）の被災状況を情報収集し、学用品（教科書、文房具及び通学用品をいう。）を喪失又は損傷し、就学上支障がある場合は、被害の実情に応じ、学用品を給与する措置を講ずる。
- ⑩ 遺体の捜索及び処理
ア 遺体の捜索
市は、遺体の捜索について、道警察、消防機関、自衛隊及び海上保安部等と連携して実施する。
イ 遺体の処理
捜索等の結果、武力攻撃災害の際に死亡した者で社会混乱のため、その遺族が処置を行えない場合又は遺族がいない場合は、市は、関係機関と連携し、遺体の洗浄、縫合、消毒等の処理、遺体の一時保存、検案等の措置を行う。
- ⑪ 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去
避難の指示が解除された後又は武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれなくなった後、障害物の除去の対象となる住居等の状況を収集し、住民の生活に著しい支障及び危険を与え、又は与えると予想される場合並びにその他公共的立場から必要と認めたとときに行う。

4 医療活動等を実施する際に特に留意すべき事項

〈本部事務局、保健福祉部、医療部、消防部〉

市は、核攻撃等、生物剤による攻撃、化学剤による攻撃の場合には、国及び道と連携して、医療活動等を実施する。

また、迅速な患者の搬送等必要に応じ、関係機関に対し協力を要請する。

5 救援の際の物資の売渡し要請等 <本部事務局、保健福祉部、経済観光部、都市部、医療部>

(1) 救援の際の物資の売渡し要請等

市長は、救援を行うため必要があると認めるときは、国民保護法の規定に基づき、次の措置を講ずる。この措置は、国民保護措置を実施するために必要最小限のものに限り行うこととし、公用令書の交付等公正かつ適切な手続の下に行う。

- ① 救援の実施に必要な医薬品等の物資であって、生産、販売、輸送等を業とする者が取り扱う物資（以下「特定物資」という。）について、その所有者に対する当該特定物資の売渡しの要請
- ② 収容施設や臨時の医療施設を開設するための土地等の使用（原則土地等の所有者及び占有者の同意が必要）
- ③ 特定物資の収用、保管命令、土地等の使用に必要な立入検査
- ④ 医療関係者に対して医療の要請（医療の提供を行う場所及び期間その他必要事項を明示）

なお、緊急の必要があると認めるときは、次の措置を講ずる。

- ⑤ 特定物資を確保するための当該特定物資の保管命令（特定物資の保管を命じた者に対する報告の求め及び保管状況の立入検査）

また、救援を行うため特に必要があると認めるときに限り、次の措置を講ずる。

- ⑥ 正当な理由がないにもかかわらず、その所有者が①の措置に応じない場合、特定物資の収用
- ⑦ 正当な理由がないにもかかわらず、その所有者若しくは占有者が②の措置に応じない場合、又はその所有者若しくは占有者の所在が不明であるため同意を求めることができない場合、土地等の所有者及び占有者の同意を得ないで当該土地等の使用
- ⑧ 正当な理由がないにもかかわらず、当該医療関係者が④に応じない場合、医療の指示

(2) 医療の要請等に従事する者の安全確保

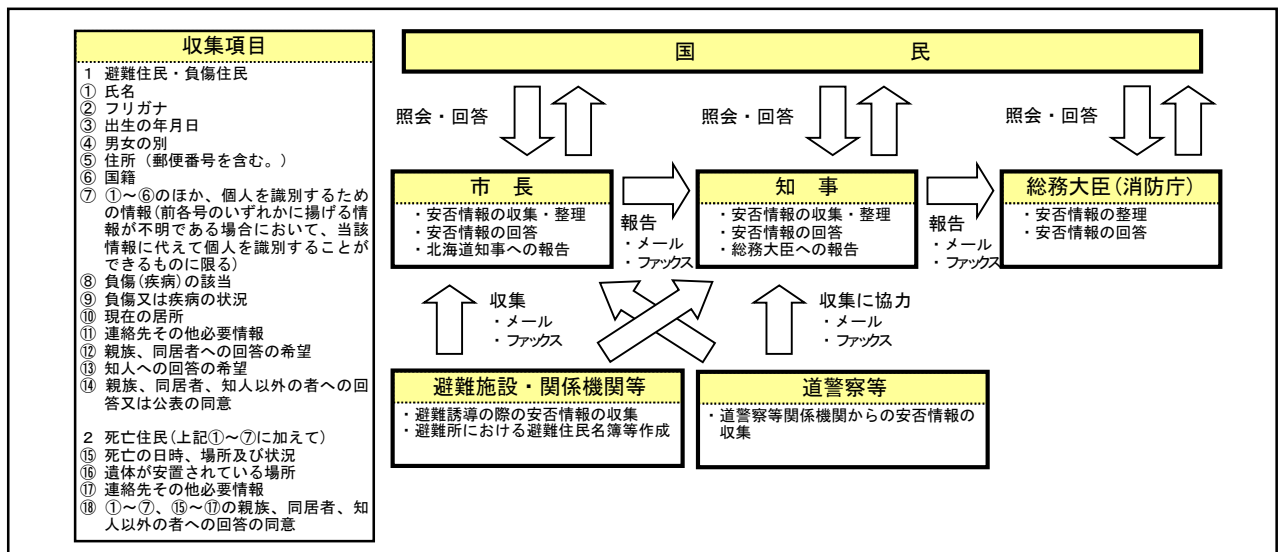
市長は、医師、看護師その他の医療関係者に対し、医療を行うよう要請し、又は医療を行うべきことを指示する場合には、当該医療関係者に当該医療を的確かつ安全に実施するために必要な情報を随時十分に提供すること等により、医療関係者の安全の確保に十分に配慮する。

第6章 安否情報の収集・提供

市は、安否情報の収集及び提供を行うに当たっては、他の国民保護措置の実施状況を勘案の上、その緊急性や必要性を踏まえるとともに個人情報の保護に配慮して行うものとし、安否情報の収集、整理及び報告並びに照会への回答について必要な事項を、以下のとおり定める。

安否情報の収集、整理及び提供の流れは、下記のとおりである。

安否情報収集・整理・提供の流れ



1 安否情報システムの利用 <本部事務局>

市は、安否情報の収集・提供を効率的に実施するため、消防庁が管理する武力攻撃事態等における安否情報の収集・提供システムを利用するものとし、事態の状況により当該システムによることができないときは、電子メール、FAXにより安否情報の報告を行う。ただし、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭、電話その他の方法により安否情報の報告を行う。

2 安否情報の収集 <本部事務局、各部>

(1) 安否情報の収集

市は、避難所において安否情報の収集を行うほか、平素から把握している市が管理する医療機関、諸学校等からの情報収集、道警察、海上保安部等への照会などにより安否情報の収集を行う。

安否情報の収集に当たっては、避難住民又は武力攻撃災害により負傷した住民については安否情報省令第1条に規定する様式第1号を、武力攻撃災害により死亡した住民については同様式第2号を用いて行う。

また、安否情報の収集は、避難所において、避難住民から任意で収集した情報のほか、住民基本台帳等の市が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報等を活用して行う。

(2) 安否情報収集の協力要請

市は、安否情報を保有する運送機関、医療機関、報道機関等の関係機関に対し、必要な範囲において、安否情報の提供への協力を行うよう要請する場合は、当該協力は各機関の業務の範囲内で行われるものであり、当該協力は各機関の自主的な判断に基づくものであることに留意する。

なお、安否情報の収集に当たっては、市は、個人情報の保護及び報道の自由に十分な配慮を行う。

(3) 安否情報の整理

市は、自ら収集した安否情報について、できる限り重複を排除し、情報の正確性の確保を図るよう努める。この場合において、重複している情報や必ずしも真偽が定かでない情報についても、その旨がわかるように整理をしておく。

3 道に対する報告 <本部事務局>

市は、道への報告に当たっては、原則として、安否情報省令第2条に規定する様式第3号に必要事項を記載し道に報告する。

4 安否情報の照会に対する回答 <本部事務局、市民文化部、区本部>

(1) 安否情報の照会の受付

① 市は、市対策本部を設置すると同時に、開設した安否情報の照会窓口、電話及びファックス番号、メールアドレスについて、住民に周知する。

② 安否情報の照会は、照会者本人が、安否情報省令第3条に規定する様式第4号に必要事項を記載した書面を、市に設置する照会窓口に提出することにより受け付けるのを原則とするが、やむをえない理由がある場合は、照会窓口における本人による口頭での照会も受け付ける。なお、市は、安否情報の照会に当たっては、本人確認等を行うため、照会者に対し、本人であることを証明する書類（運転免許証、健康保険の被保険証、外国人登録証明書、住基カード等）を照会窓口において提出又は提示させることとする。

③ 安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合や照会者が遠隔地に居住している場合など、書面の提出によることができない場合は、電話、ファックス、電子メールなどでの照会も受け付ける。この場合及び②において照会者が本人であることを証明する書類を照会窓口に提出又は提示できない場合には、市は、照会者の住所、氏名、生年月日及び性別について、照会者の住所地市町村が保有する住民基本台帳と照合すること等により、本人確認を行うこととする。

(2) 安否情報の回答

- ① 市は、当該照会に係る者の安否情報を保有及び整理している場合には、原則として被照会者の同意に基づき、安否情報省令第4条に規定する様式第5号により、当該照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し、又は負傷しているか否かの別を回答する。
- ② 市は、照会に係る者の同意があるとき又は公益上特に必要があると認めるときは、照会をしようとする者が必要とする安否情報に応じ、必要と考えられる安否情報項目を様式第5号により回答する。
- ③ 市は、安否情報の回答を行った場合には、当該回答を行った担当者、回答の相手の氏名や連絡先等を確実に把握する。

(3) 個人の情報の保護への配慮

- ① 安否情報は個人の情報であることにかんがみ、その取扱いについては十分留意すべきことを職員に周知徹底するなど、安否情報データの管理を徹底する。
- ② 安否情報の回答に当たっては、必要最小限の情報の回答にとどめるものとし、負傷又は疾病の状況の詳細、死亡の状況等に係る個人情報保護の観点から特に留意が必要な情報については、安否情報回答責任者が判断する。

5 日本赤十字社に対する協力 <本部事務局、市民文化部>

市は、日本赤十字社北海道支部の要請があったときは、当該要請に応じ、その保有する外国人に関する安否情報を提供する。

当該安否情報の提供に当たっても、4(2)、(3)と同様に、個人の情報の保護に配慮しつつ、情報の提供を行う。

第7章 武力攻撃災害への対処

第1 武力攻撃災害への対処

市は、武力攻撃災害への対処においては、災害現場における通常に対応とともに、特殊な武力攻撃災害への対応、活動時の安全の確保及び基本的人権への配慮に留意しながら他の機関との連携のもとで活動を行う必要があり、武力攻撃災害への対処に関して基本的な事項を、以下のとおり定める。

1 武力攻撃災害への対処の基本的考え方 <本部事務局、各部>

(1) 武力攻撃災害への対処

市長は、国や道等の関係機関と協力して、市の区域に係る武力攻撃災害への対処のために必要な措置を講ずる。

(2) 知事への措置要請

市長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる場合において、武力攻撃により多数の死者が発生した場合や、NBC攻撃による災害が発生し、国民保護措置を講ずるため高度な専門知識、訓練を受けた人員、特殊な装備等が必要となる場合など、市長が武力攻撃災害を防除し、及び軽減することが困難であると認めるときは、知事に対し、必要な措置の実施を要請する。

(3) 対処に当たる職員の安全の確保

市は、武力攻撃災害への対処措置に従事する職員について、必要な情報の提供や防護服の着用等の安全の確保のための措置を講ずる。

(4) 基本的人権への配慮

市は、武力攻撃災害への対処においては、基本的人権を尊重することとし、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続きの下に行う。

2 武力攻撃災害の兆候の通報 <本部事務局、各部>

(1) 市長への通報

市職員は、武力攻撃に伴って発生する火災や堤防の決壊、毒素等による動物の大量死、不発弾の発見などの武力攻撃災害の兆候を発見した者から通報を受けたときは、速やかに、その内容を市長に報告する。

(2) 知事への通知

市長は、武力攻撃災害の兆候に関する通報を受けた場合において、武力攻撃災害

が発生するおそれがあり、これに対処する必要があると認めるときは、速やかにその旨を知事に通知する。

第2 応急措置等

市長は、武力攻撃災害が発生した場合において、特に必要があると認めるときは、自らの判断に基づき、退避の指示や警戒区域の設定を行うことが必要であり、それぞれの措置の実施に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 事前措置 <本部事務局、関係部>

市長は、武力攻撃災害が発生する恐れがあるときは、武力攻撃災害が発生した場合においてこれを拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、武力攻撃災害の拡大を防止するため必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安その他必要な措置を講ずべきことを指示する。

また、市長は、市の職員のみでは、十分な対応が困難であると認めるときは、警察署長に対し、事前措置を行うことを要請する。

2 退避の指示 <本部事務局、総務部、消防部、区本部、関係部>

(1) 退避の指示

市長は、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認めるときは、住民に対し退避の指示を行う。

この場合において、退避の指示に際し、必要により現地調整所を設けて、又は、関係機関により現地調整所が設置されている場合には、職員を早急に派遣して、関係機関との情報の共有や活動内容の調整を行う。

また、市長は、住民に退避の指示を行う場合において、その場から移動するよりも、屋内に留まる方がより危険性が少ないと考えられる次のような場合には、「屋内への退避」を指示する。

- ① NBC攻撃と判断されるような場合において、住民が何ら防護手段なく移動するよりも、屋内の外気から接触が少ない場所に留まる方がより危険性が少ないと考えられるとき
- ② ゲリラや特殊部隊が隠密に行動し、その行動の実態等についての情報がない場合において、屋外で移動するよりも屋内に留まる方が不要の攻撃に巻き込まれるおそれが少ないと考えられるとき

【退避の指示】

退避の指示は、武力攻撃災害に伴う目前の危険を一時的に避けるため、特に必要がある場合に地域の実情に精通している市長が独自の判断で住民を一時的に退避させるものである。

(2) 退避の指示に伴う措置等

- ① 市長は、退避の指示を行ったときは、広報車等により速やかに住民に伝達するとともに、放送事業者に対してその内容を連絡する。また、退避の指示の内容等について、知事に通知を行う。
- ② 市長は、退避の指示をする場合において、必要があると認めるときは、その退避先を指示する。
- ③ 市長は、市の職員のみでは、十分な対応が困難であると認めるときは、警察官に対し、必要と認める地域に対する退避の指示を行うことを要請する。
- ④ 市長は、知事や警察官等から退避の指示をした旨の通知を受けた場合は、退避の指示を行った理由、指示の内容等について情報の共有を図り、退避の実施に伴い必要な活動について調整を行う。
- ⑤ 市長は、退避の必要がなくなったとして指示を解除した場合は、直ちにその旨を公示するとともに、知事に通知する。

(3) 安全の確保等

- ① 市長は、退避の指示を住民に伝達する市の職員(消防団員を含む。)に対して、二次被害が生じないよう国及び道からの情報や市で把握した武力攻撃災害の状況、関係機関の活動状況等についての最新情報を提供するほか、消防機関及び道警察等と現地調整所等において連携を密にしながら活動させるなど、安全の確保に配慮する。
- ② 市の職員(消防団員を含む。)が退避の指示に係る地域において活動する際には、市長は、必要に応じて道警察、自衛隊等の意見を聞くなど安全確認を行った上で活動させるとともに、活動している市の職員等が最新の情報を入手できるよう緊急の連絡手段を確保する。また、活動している市の職員等の退避方法等の確認を行う。
- ③ 市長は、退避の指示を住民に伝達する市の職員等に対して、武力攻撃事態等においては、必ず特殊標章等を交付し、着用させる。

3 警戒区域の設定 <本部事務局、総務部、消防部、区本部、関係部>

(1) 警戒区域の設定

市長は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民からの通報内容、関係機関からの情報提供、現地調整所等における関係機関の助言等から判断し、武力攻撃災害による住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。

【警戒区域の設定】

警戒区域の設定は、武力攻撃災害に伴う目の危険を避けるため、特に必要がある場合において、退避の指示と同様に、地域の実情に精通している市長が独自の判断で一時的な立入制限区域を設けるものである。

警戒区域は、一定の区域をロープ等で明示し、当該区域内への立入制限等への違

反については、罰則を科して履行を担保する点で退避の指示とは異なるものである。

(2) 警戒区域の設定に伴う措置等

- ① 市長は、市対策本部に集約された情報のほか、現地調整所における道警察、自衛隊からの助言を踏まえて、警戒区域の範囲の決定や変更等を行う。
なお、NBC攻撃等により汚染された可能性のある地域については、専門的な知見や装備等を有する機関に対して、必要な情報の提供を求め、その助言を踏まえて警戒区域の範囲を決定する。
- ② 市長は、警戒区域の設定に当たっては、ロープ、標示板等で区域を明示し、広報車等を活用して住民に広報・周知するとともに、放送事業者に対してその内容を連絡する。
- ③ 市長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる者以外の者に対し、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。
- ④ 市長は、警戒区域内では、交通の要所に職員を配置し、道警察、消防機関等と連携して、車両及び住民が立ち入らないよう必要な措置を講ずるとともに、不測の事態に迅速に対応できるよう現地調整所等における関係機関との情報共有にもとづき、緊急時の連絡体制を確保する。
- ⑤ 市長は、市の職員のみでは、十分な対応が困難であると認めるときは、警察官に対し、必要と認める地域に対する警戒区域の設定を要請する。
- ⑥ 市長は、知事や警察官等から警戒区域の設定を行った旨の通知を受けた場合は、警戒区域を設定する理由、設定範囲等について情報の共有を図り、警戒区域設定に伴い必要な活動について調整を行う。

(3) 安全の確保

市長は、警戒区域の設定を行った場合についても、退避の指示の場合と同様、区域内で活動する職員の安全の確保を図る。

4 応急公用負担等 <本部事務局、消防部、関係部>

市長は、当該市の区域に係る武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、次に掲げる措置を講ずる。

- ① 他人の土地、建物その他の工作物の一時使用又は土石、竹木その他の物件の使用若しくは収用
- ② 武力攻撃災害を受けた現場の工作物又は物件で当該武力攻撃災害への対処に関する措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置（工作物等を除去したときは、保管）

なお、市長は、上記①の職権を行使した場合は、別に定めるところにより、通常生ずべき損失を補償する。

各実施者による武力攻撃災害への対処一覧

	緊急通報の発令※1	事前措置	退避の指示	警戒区域の設定	応急公用負担
1 知事	○	○ (市長に劣後)	○ (市長に劣後)	○ (市長に劣後)	○
2 市長	×	○	○	○	○
3 警察官 ※2	×	○ (1又は2の要請)	○ (1又は2の要請若しくは緊急の場合)	○ (1又は2の要請若しくは緊急の場合)	○ (1又は2の要請若しくは緊急の場合)
4 自衛官 ※3	×	×	○ (1～3が対処できない場合)	○ (1～3が対処できない場合)	○ (1～3が対処できない場合)

※1 「緊急通報の発令」については、第4章第1の2に記述

※2 事前措置の実施者はそれぞれ「警察署長」

※3 上記の措置を実施できる自衛官は、防衛出動若しくは治安出動を命ぜられた自衛隊の部隊のうち国民の保護のための措置の実施を命ぜられた部隊等又は国民保護派遣を命ぜられた部隊等の自衛官

5 消防に関する措置等 <本部事務局、保健福祉部、医療部、消防部>

(1) 市が行う措置

市長は、消防局等による武力攻撃災害への対処措置が適切に行われるよう、武力攻撃等や被害情報の早急な把握に努めるとともに、道警察等と連携し、効率的かつ安全な活動が行われるよう必要な措置を講じる。

(2) 消防局等の活動

消防局等は、その施設及び人員を活用して、国民保護法のほか、消防組織法（昭和22年法律第226号）、消防法その他の法令に基づき、武力攻撃災害から住民を保護するため、職員（消防団員を含む。）の活動上の安全確保に配慮しつつ、消火・救助・救急活動等を行い、武力攻撃災害を防除し、及び軽減する。

この場合において、消防局は、その設備及び人員を活用し武力攻撃災害への対処を行うとともに、消防団は、消防署長の所轄の下で、消防団が保有する装備・資機材等の活動能力に応じ地域の実状に即した活動を行う。

(3) 消防相互応援協定等に基づく応援要請

市長は、市の区域内の消防力のみをもってしては対処できないと判断した場合は、知事又は他の市町村長に対し、北海道広域消防相互応援協定等に基づく消防の応援要請を行う。

(4) 緊急消防援助隊等の応援要請

市長は、(3)による消防の応援のみでは十分な対応が取れないと判断した場合又は武力攻撃災害の規模等に照らし緊急を要するなど必要と判断した場合は、緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画及び緊急消防援助隊運用要綱に基づき、知事を通じ又は、必要に応じ、直接に消防庁長官に対し、緊急消防援助隊等による消火・救助・救急活動の応援等を要請する。

(5) 消防の応援の受入れ体制の確立

市長は、消防に関する応援要請を行ったとき及び消防庁長官による緊急消防援助隊の出動に関する指示が行われた場合、これらの消防部隊の応援が円滑かつ適切に行なわれるよう、知事と連携し、出動部隊に関する情報を収集するとともに、進出拠点等に関する調整や指揮体制の確立を図るなど消防の応援の受入れに関して必要な事項の調整を行う。

(6) 消防の相互応援に関する出動

市長は、他の被災市町村の長から北海道広域消防相互応援協定等に基づく応援要請があった場合及び消防庁長官による緊急消防援助隊等の出動指示があった場合に伴う消防の応援を迅速かつ円滑に実施するために、武力攻撃災害の発生状況を考慮し、知事との連絡体制を確保するとともに、出動可能な消防部隊の把握を行うなど、消防の応援出動等のための必要な措置を行う。

(7) 医療機関との連携

市長は、搬送先の選定、搬送先への被害情報の提供、トリアージの実施等について医療機関と緊密な連携のとれた活動を行う。

(8) 安全の確保

- ① 市長は、消火・救助・救急活動等を行う要員に対し、二次被害を生じることがないように、国対策本部及び道対策本部からの情報を市対策本部に集約し、全ての最新情報を提供するとともに、道警察等との連携した活動体制を確立するなど、安全の確保のための必要な措置を行う。
- ② その際、市長は、必要により現地に職員を派遣し、消防機関、道警察、自衛隊等と共に現地調整所を設けて、各機関の情報の共有、連絡調整にあたらせるとともに、市対策本部との連絡を確保させるなど安全の確保のための必要な措置を行う。
- ③ 市長は、知事又は消防庁長官から、他市町村に対する消防の応援等の指示を受けたときは、武力攻撃の状況及び予測、武力攻撃災害の状況、災害の種別、防護可能な資機材、設備、薬剤等に関する情報を収集するとともに、出動する要員に対し情報の提供及び支援を行う。
- ④ 消防団は、施設・装備・資機材及び通常の活動体制を考慮し、災害現場においては、消防局と連携し、その活動支援を行うなど団員に危険が及ばない範囲に限定して活動する。

- ⑤ 市長及び消防長は、特に現場で活動する職員(消防団員を含む。)等に対し、必ず特殊標章等を交付し着用させるものとする。

第3 生活関連等施設における災害への対処等

市は、生活関連等施設などの特殊な対応が必要となる施設について、国の方針に基づき必要な対処が行えるよう、国、道及びその他の関係機関と連携した市の対処に関して、以下のとおり定める。

1 生活関連等施設の安全確保 <本部事務局、消防部、関係部>

(1) 生活関連等施設の状況の把握

市は、市対策本部を設置した場合においては、市内に所在する生活関連等施設の安全に関する情報、各施設における対応状況等の必要な情報を収集する。

(2) 市による支援

市は、生活関連等施設の管理者から支援の求めがあったときは、指導、助言、連絡体制の強化、資機材の提供、職員の派遣など、可能な限り必要な支援を行う。また、自ら必要があると認めるときも、同様とする。

(3) 市が管理する施設の安全の確保

市長は、市が管理する生活関連等施設について、当該施設の管理者としての立場から、安全確保のために必要な措置を行う。

この場合において、市長は、必要に応じ、道警察及びその他の行政機関に対し、支援を求める。

また、このほか、生活関連等施設以外の市が管理する施設についても、生活関連等施設における対応を参考にして、可能な範囲で警備の強化等の措置を講ずる。

ただし、公の施設の管理を指定管理者に行わせている場合は、当該指定管理者と調整したうえで、上記の措置を講ずる。

2 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除 <本部事務局、保健福祉部、消防部>

(1) 危険物質等に関する措置命令

市長は、危険物質等に係る武力攻撃災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、危険物質等の取扱者に対し、武力攻撃災害発生防止のための必要な措置を講ずべきことを命ずる。

なお、避難住民の運送などの措置において当該物質等が必要となる場合は、関係機関と市対策本部で所要の調整を行う。

(2) 危険物質等について市長が命ずることができる対象及び措置

【対象】

- ① 市の区域に設置される消防法第2条第7項の危険物の製造所、貯蔵所若しくは取扱所（移送取扱所を除く。）又は市の区域のみに設置される移送取扱所において貯蔵し、又は取り扱うもの（国民保護法施行令第29条）
- ② 毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第2条第1項の毒物及び同条第2項の劇物（同法第3条第3項の毒物劇物営業者、同法第3条の2第1項の特定毒物研究者並びに当該毒物及び劇物を業務上取り扱う者が取り扱うものに限る。）を毒物及び劇物取締法第4条第1項の登録を受けた者が取り扱うもの

【措置】

- ① 危険物質等の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限（危険物については、消防法第12条の3、毒物劇物については、国民保護法第103条第3項第1号）
- ② 危険物質等の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限（国民保護法第103条第3項第2号）
- ③ 危険物質等の所在場所の変更又はその廃棄（国民保護法第103条第3項第3号）

(3) 警備の強化及び危険物質等の管理状況報告

市長は、危険物質等の取扱者に対し、必要があると認めるときは、警備の強化を求める。また、市長は、(2)の措置①～③の措置を講ずるために必要があると認める場合は、危険物質等の取扱者から危険物質等の管理の状況について報告を求める。

第4 NBC攻撃による災害への対処等

市は、NBC攻撃による汚染が生じた場合の対処について、国による基本的な方針を踏まえた対応を行うことを基本としつつ、特に、対処の現場における初動的な応急措置を、以下のとおり講ずる。

〈本部事務局、保健福祉部、水道部、消防部、関係部〉

(1) 応急措置の実施

市長は、NBC攻撃が行われた場合においては、その被害の現場における状況に照らして、現場及びその影響を受けることが予想される地域の住民に対して、退避を指示し、又は警戒区域を設定する。

市は、保有する装備・資機材等により対応可能な範囲内で関係機関とともに、原因物質の特定、被災者の救助等の活動を行う。

(2) 国の方針に基づく措置の実施

市は、内閣総理大臣が、関係大臣を指揮して、汚染拡大防止のための措置を講ずる場合においては、内閣総理大臣の基本的な方針及びそれに基づく各省庁における活動内容について、道を通じて国から必要な情報を入手するとともに、当該方針に基づいて、所要の措置を講ずる。

(3) 関係機関との連携

市長は、NBC攻撃が行われた場合は、市対策本部において、道警察、自衛隊、医療関係機関等から被害に関する情報や関係機関の有する専門的知見、対処能力等に関する情報を共有し、必要な対処を行う。

その際、必要により現地調整所を設置し(又は職員を参画させ)、現場における関係機関の活動調整の円滑化を図るとともに、市長は、現地調整所の職員から最新の情報についての報告を受けて、当該情報をもとに、道に対して必要な資機材や応援等の要請を行う。

(4) 汚染原因に応じた対応

市は、NBC攻撃のそれぞれの汚染原因に応じて、国及び道との連携の下、それぞれ次の点に留意して措置を講ずる。

① 核攻撃等の場合

- ・市は、核攻撃等による災害が発生した場合、国の対策本部による汚染範囲の特定を補助するため、汚染の範囲特定に資する被災情報を道に直ちに報告する。
- ・措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、被ばく線量の管理を行いつつ、活動を実施させる。
- ・市は、避難住民等(輸送に使用する車両及びその乗務員を含む。)のスクリーニング及び除染その他放射性物質による汚染の拡大を防止するため、住民

等へ向け、スクリーニングの場所、災害の概要、避難に必要な情報提供に努める。

- ・市長は、必要に応じ、安定ヨウ素剤の予防服用の実施及び飲食物の摂取制限等の措置について、北海道地域防災計画（原子力災害対策編）に準じて行う。

② 生物剤による攻撃の場合

市は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う汚染の原因物質の特定等に資する情報収集などの活動を行う。また、道警察等の関係機関と連携して、保健所等による消毒等の措置を行う。

【生物剤を用いた攻撃の場合における対応】

天然痘等の生物剤は、人に知られることなく散布することが可能であり、また、発症するまでの潜伏期間に感染者が移動することにより、生物剤が散布されたと判明したときには既に被害が拡大している可能性がある。生物剤を用いた攻撃については、こうした特殊性にかんがみ、特に留意が必要である。

このため、危機管理対策室においては、生物剤を用いた攻撃の特殊性に留意しつつ、生物剤の散布等による攻撃の状況について、通常の被害の状況等の把握の方法とは異なる点にかんがみ、保健福祉局等と緊密な連絡を取り合い、厚生労働省を中心とした一元的情報収集、データ解析等サーベイランス（疾病監視）^(*)による感染源及び汚染地域への作業に協力することとする。

③ 化学剤による攻撃の場合

市は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う原因物質の特定、汚染地域の範囲の特定、被災者の救助及び除染等に資する情報収集などの活動を行う。

(5) 市長の権限

市長は、知事より汚染の拡大を防止するため協力の要請があったときは、措置の実施に当たり、道警察等の関係機関と調整しつつ、次の表に掲げる権限を行使する。

法第108条 第1項	対象物件等	措置
1号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	占有者に対し、以下を命ずる。 ・移動の制限 ・移動の禁止 ・廃棄
2号	生活の用に供する水	管理者に対し、以下を命ずる。 ・使用の制限又は禁止 ・給水の制限又は禁止
3号	遺体	・移動の制限 ・移動の禁止
4号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	・廃棄
5号	建物	・立入りの制限

(*) サーベイランス

疾病を予防し有効な対策を確立する目的で、疾病の発生状況などを継続的に監視すること。

		<ul style="list-style-type: none"> ・立入りの禁止 ・封鎖
6号	場所	<ul style="list-style-type: none"> ・交通の制限 ・交通の遮断

市長は、上記表中の第1号から第4号までに掲げる権限を行使するときは、当該措置の名あて人に対し、次の表に掲げる事項を通知する。ただし、差し迫った必要があるときは、当該措置を講じた後、相当の期間内に、同事項を当該措置の名あて人（上記表中の占有者、管理者等）に通知する。

上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使するときは、適当な場所に次の表に掲げる事項を掲示する。ただし、差し迫った必要があるときは、その職員が現場で指示を行う。

1	当該措置を講ずる旨
2	当該措置を講ずる理由
3	当該措置の対象となる物件、生活の用に供する水又は死体（上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使する場合にあっては、当該措置の対象となる建物又は場所）
4	当該措置を講ずる時期
5	当該措置の内容

市長は、前記の措置を講ずるため必要があると認めるときは、その職員に、他人の土地、建物、その他の工作物又は船舶若しくは航空機に立ち入らせることができる。

その場合は、通知することが困難であるときを除き、あらかじめその旨を当該土地等の占有者又は所有者に通知する。

他人の土地等に立ち入ろうとする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示する。

(6) 要員の安全の確保

市長は、NBC攻撃を受けた場合、武力攻撃災害の状況等の情報を現地調整所や道から積極的な収集に努め、当該情報を速やかに提供するなどにより、応急対策を講ずる要員の安全の確保に配慮する。

第8章 被災情報の収集及び報告

市は、被災情報を収集するとともに、知事に報告することとされていることから、被災情報の収集及び報告に当たり必要な事項について、以下のとおり定める。

〈本部事務局、各部〉

(1) 被災情報の収集

- ① 市は、電話、電子メールその他の通信手段により、武力攻撃災害が発生した日時及び場所又は地域、発生した武力攻撃災害の状況の概要、人的及び物的被害の状況等の被災情報について収集する。
- ② 市は、情報収集に当たっては道警察及び自衛隊等との連絡を密にする。

(2) 被災情報の報告

- ① 市は、道及び消防庁に対し火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付け消防災第267号消防庁長官通知）に基づき、電子メール、ファックス等により直ちに被災情報の第一報を報告する。
- ② 市は、第一報を消防庁に報告した後も、随時被災情報の収集に努めるとともに、収集した情報についてあらかじめ定めた様式に従い、電子メール、ファックス等により道が指定する時刻に道に対し報告する。

なお、新たに重大な被害が発生した場合など、市長が必要と判断した場合には、直ちに、火災・災害等即報要領に基づき、道及び消防庁に報告する。

第9章 保健衛生の確保その他の措置

市は、避難所等の保健衛生の確保を図り、武力攻撃災害により発生した廃棄物の処理を適切かつ迅速に行うことが重要であることから、保健衛生の確保その他の措置に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 保健衛生の確保 <本部事務局、保健福祉部、水道部、区本部>

市は、避難先地域における避難住民等についての状況等を把握し、その状況に応じて、地域防災計画に準じて、次に掲げる措置を実施する。

(1) 保健衛生対策

市は、避難先地域において、道と連携し医師等保健医療関係者による健康相談、指導等を実施する。

この場合において、高齢者、障がい者等の心身の健康状態には特段の配慮を行う。

(2) 防疫対策

市は、避難住民等が生活環境の悪化、病原体に対する抵抗力の低下による感染症等の発生を防ぐため、道、近接市町村等と連携し感染症予防のための啓発、健康診断及び消毒等の措置を実施する。

(3) 食品衛生確保対策

市は、避難先地域における食中毒等の防止をするため、道と連携し、食品等の衛生確保のための措置を実施する。

(4) 飲料水衛生確保対策

① 市は、避難先地域における感染症等の防止をするため、道と連携し、飲料水確保、飲料水の衛生確保のための措置及び飲料水に関して保健衛生上留意すべき事項等についての住民に対して情報提供を実施する。

② 市は、地域防災計画の定めに準じて、水道水の供給体制を整備する。

③ 市は、水道施設の被害状況の把握を行うとともに、供給能力が不足する、または不足すると予想される場合については、道に対して水道用水の緊急応援にかかる要請を行う。

(5) 栄養指導対策

市は、避難先地域の住民の健康維持のため、栄養管理、栄養相談及び指導を道と連携し実施する。

2 廃棄物の処理 <本部事務局、環境部>

(1) 廃棄物処理の特例

- ① 市は、環境大臣が指定する特例地域においては、道と連携し廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づく廃棄物処理業の許可を受けていない者に対して、必要に応じ、環境大臣が定める特例基準に定めるところにより、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行わせる。
- ② 市は、①により廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者により特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたことが判明したときは、速やかにその者に対し、期限を定めて廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他の必要な措置を講ずべきことを指示するなど、特例基準に従うよう指導する。

(2) 廃棄物処理対策

- ① 市は、「災害廃棄物対策指針」（平成30年3月環境省環境再生・資源循環局災害廃棄物対策室）に基づき策定した「札幌市災害廃棄物処理計画」及び地域防災計画の定めに沿って、廃棄物処理体制を整備する。
- ② 市は、廃棄物関連施設などの被害状況の把握を行うとともに、処理能力が不足する、または不足すると予想される場合については、道に対して他の市町村からの応援等の要請を行う。

3 文化財の保護 <本部事務局、市民文化部>

(1) 重要文化財等に関する命令又は勧告の告知等

- ① 市は、市が保有する市の区域に存する重要文化財等（重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物をいう。）に関し、文化庁長官が武力攻撃災害による重要文化財等の被害を防止するため命令又は勧告を直接又は道教育委員会を通じて行った場合には、所定の手続きに従って、速やかに必要な措置を講ずる。
- ② また、市は、必要に応じ、道教育委員会に対し、文化庁長官に対する支援の求めを行う。

第10章 国民生活の安定に関する措置

市は、武力攻撃事態等においては、生活関連物資等や水の安定的な供給等を実施するために、国民生活の安定に関する措置について、以下のとおり定める。

1 生活関連物資等の価格安定 <本部事務局、市民文化部>

市は、武力攻撃事態等において、物価の安定を図り、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務（以下「生活関連物資等」という。）の適切な供給を図るとともに、価格の高騰や買占め及び売惜しみを防止するため、次に掲げる措置を講ずる。

- ① 生活関連物資等の価格の高騰、買占め及び売惜しみの防止のための調査や監視を行い、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請等を実施する。
- ② 生活関連物資等の需給・価格動向について、物価情報ネットワーク等を活用しつつ、必要な情報共有に努めるとともに、国民への情報提供や相談窓口を設置する。

また、市は、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、次に掲げる措置を講ずる。

- ① 生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和48年法律第48号）に基づく物資の売渡しの指示及び命令等
- ② 国民生活安定緊急措置法（昭和48年法律第121号）に基づく物資の標準価格又は販売価格の表示の指示及び指示に従わない小売業者の公表等
- ③ 物価統制令（昭和21年勅令第118号）に基づく統制額を超える契約等に対する例外許可等

2 避難住民等の生活安定等 <本部事務局、財政部、教育部、関係部>

(1) 被災児童生徒等に対する教育

市教育委員会は、道教育委員会と連携し、被災した児童生徒等に対する教育に支障が生じないようにするため、避難先での学習機会の確保、教科書の供給、授業料の減免、被災による生活困窮家庭の児童生徒に対する就学援助等を行うとともに、避難住民等が被災地に復帰する際の必要に応じた学校施設等の応急復旧等を関係機関と連携し、適切な措置を講ずる。

(2) 公的徴収金の減免等

市は、避難住民等の負担軽減のため、法律及び条例の定めるところにより、市税その他本市の徴収金について、申告、申請及び請求等の書類、納付または納入に関

する期間の延期並びに徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施することができる。

3 生活基盤等の確保 <本部事務局、建設部、下水道河川部、水道部>

(1) 水の安定的な供給

水道事業者として、市は、消毒その他衛生上の措置、被害状況に応じた送水停止等、武力攻撃事態等において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

(2) 公共施設の適切な管理

河川及び下水道管理施設、道路等の管理者として、市は、当該公共施設を適切に管理する。

第11章 緊急輸送路の確保

市は、武力攻撃事態等において、住民の避難、緊急物資の運送その他の措置が的確かつ迅速に実施されるよう、道及び道警察等と連携することとし、緊急輸送路の確保に必要な事項について、以下のとおり定める。

〈本部事務局、建設部、区本部〉

(1) 交通状況の把握

市は、道及び道警察等の関係機関からの情報に加え、保有する手段を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握する。

(2) 緊急輸送路の確保

市は、武力攻撃事態等において、国民保護措置が的確かつ円滑に行われるようにするため、道及び道警察等の関係機関により交通規制が実施された場合は、道及び道警察等と連携し緊急輸送路の確保に当たる。

また、市は、緊急輸送路の確保に当たっては、人命の安全、被害の拡大防止、国民保護措置の的確かつ円滑な実施に配慮する。

(3) 交通規制等の周知徹底

市は、国民保護措置が的確かつ円滑に行われるようにするため、道及び道警察等の関係機関により交通規制が実施された場合は、道及び道警察等と連携し、直ちに必要な事項について、住民、運転者等に周知徹底を図る。

(4) 緊急輸送路確保のための措置

市は、市が管理する道路に係る緊急輸送路の障害物の除去について、道及び道警察等の関係機関と協力し、状況に応じて必要な措置をとる。

(5) 関係機関等との連携

市は、緊急輸送路の確保に当たっては、道及び道警察等の関係機関と密接に連携を取る。

第12章 赤十字標章等及び特殊標章等の交付及び管理

市は、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書に規定する赤十字標章及び身分証明書（以下「赤十字標章等」という。）、特殊標章及び身分証明書（以下「特殊標章等」という。）を交付及び管理することとなるため、これらの標章等の適切な交付及び管理に必要な事項について、以下のとおり定める。

〈本部事務局、保健福祉部、消防部、関係部〉

【赤十字標章等及び特殊標章等の意義】

千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（第一追加議定書）において規定される赤十字標章等及び国際的な特殊標章等は、それぞれ国民の保護のために重要な役割を担う医療行為及び国民保護措置に係る職務、業務又は協力（以下この章において「職務等」という。）を行う者及びこれらの者が行う職務等に使用される場所若しくは車両、船舶、航空機等（以下この章において「場所等」という。）を識別するために使用することができ、それらは、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書の規定に従って保護される。

(1) 国民保護法で規定される赤十字標章等及び特殊標章等

① 赤十字標章等

ア 標章

第一追加議定書（千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書I））第8条（1）に規定される特殊標章（下記のとおり、白地に赤十字、赤新月又は赤のライオン及び太陽から成る。）。

イ 信号

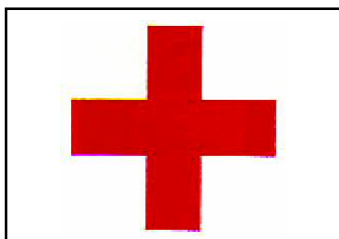
第一追加議定書第8条（m）に規定される特殊信号（医療組織又は医療用輸送手段の識別のための信号又は通報）

ウ 身分証明書

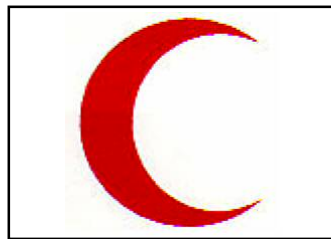
第一追加議定書第18条3に規定される身分証明書（様式は「資料編」に掲載）

エ 識別番号

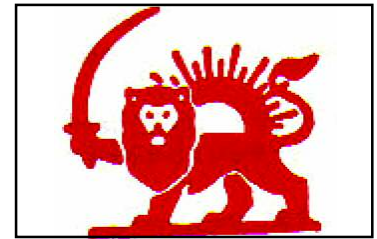
医療関係者、医療機関、医療のために使用される場所及び医療用輸送手段等



（白地に赤十字）



（白地に赤新月）



（白地に赤のライオン及び太陽）

※ ただし、赤のライオン及び太陽の標章は、いずれの国も1980年以降使用していない。
また、赤新月の標章は、イスラム教国において使用されるものである。

② 特殊標章等

ア 特殊標章

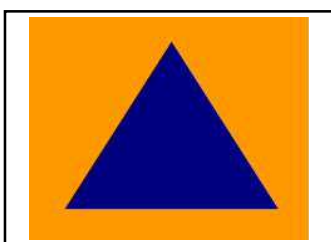
第一追加議定書第66条3に規定される国際的な特殊標章（オレンジ色地に青の正三角形）

イ 身分証明書

第一追加議定書第66条3に規定される身分証明書（様式は資料編に記載）

ウ 識別対象

国民保護措置に係る職務等を行う者、国民保護措置に係る協力等のために使用される場所等



（オレンジ色地に青色の正三角形）

(2) 赤十字標章等の交付及び管理

市長は、「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン（平成17年8月2日閣副安危第321号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官（事態法制担当）通知）」に基づき、具体的な交付要綱を作成した上で、以下に示す医療関係者等に対し、赤十字標章等を交付及び使用させる。

① 避難住民等の救援を行う医療機関又は医療関係者

② 避難住民等の救援に必要な援助について協力をする医療機関又は医療関係者（①及び②に掲げる者の委託により医療に係る業務を行うものを含む）

(3) 特殊標章等の交付及び管理

市長及び消防長は、「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン（平成17年8月2日閣副安危第321号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官（事態法制担当）通知）」に基づき、具体的な交付要綱（「市町村の特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱（例）」及び「消防本部の特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱（例）」（平成17年10月27日消防国第30号国民保護室長通知）を作成した上で、それぞれ以下に示す職員等に対し、特殊標章等を交付及び使用させる。

① 市長

ア 市の職員（消防長の所轄の消防職員を除く。）で国民保護措置に係る職務を行うもの

イ 消防団長及び消防団員

ウ 市長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者

エ 市長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

② 消防長

- ア 消防長の所轄の消防職員で国民保護措置に係る職務を行うもの
- イ 消防長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ウ 消防長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

(4) 赤十字標章等及び特殊標章等に係る普及啓発

市は、国、道、日本赤十字社及びその他関係機関と協力しつつ、ジュネーブ諸条約及び第一追加議定書に基づく武力攻撃事態等における赤十字標章等及び特殊標章等の使用の意義について、教育や学習の場などの様々な機会を通じて啓発に努める。